

# 筑後市地域防災計画

震災対策編（案）



【目 次】

編	章	節	頁
第1編 総 則	第1章 総 則	第1節 目的	1
		第2節 計画の性格	1
		第3節 計画の構成	2
		第4節 用 語	2
	第2章 計画の運用と推進		3
	第3章 地震防災面からみた筑後市の 特性	第1節 自然条件	4
		第2節 地震災害の特色	5
	第4章 災害の想定	第1節 想定地震	6
		第2節 想定地震による市周辺地域への被害等の 概要	6
	第5章 重点的に取り組むべき対策		8
第2編 災害予防計画	第1章 防災基盤の強化	第1節 都市構造の防災化	10
		第2節 建築物等の安全化	15
	第2章 市民等の防災力の向上	第1節 市民が行う防災対策	22
		第2節 自主防災体制の整備計画	23
		第3節 企業等防災対策の促進計画	23
		第4節 防災知識普及啓発	23
		第5節 防災訓練計画	23
	第3章 効果的な応急活動のための 事前対策	第1節 広域応援体制等整備計画	24
		第2節 防災施設・資機材等整備計画	24
		第3節 災害救助法等運用体制整備計画	24
		第4節 情報通信施設等整備計画	24
		第5節 広報・広聴整備計画	28
		第6節 二次災害の防止体制整備計画	28
		第7節 救出救助体制の整備	31
		第8節 避難体制等整備計画	32
		第9節 交通・輸送体制整備計画	35
		第10節 医療救護体制整備計画	35
		第11節 避難行動要支援者安全確保体制整備計画	35
		第12節 災害ボランティアの活動環境等整備計画	35
		第13節 災害備蓄物資等整備・供給計画	35
		第14節 住宅の確保体制整備計画	35

編	章	節	頁
第2編 災害予防計画	第3章 効果的な応急活動のための 事前対策	第15節 保健衛生・防疫体制整備計画	35
		第16節 ごみ・し尿・がれき処理体制整備計画	35
第3編 災害応急対策 計画	第1章 活動体制の確立	第1節 組織動員計画	36
		第2節 自衛隊災害派遣要請計画	45
		第3節 応援要請計画	45
		第4節 救助法適用計画	45
		第5節 要員確保計画	45
		第6節 災害ボランティアの受入れ・支援計画	45
	第2章 市民等の防災力の向上	第1節 地震情報等の伝達と対処	46
		第2節 被害情報等収集伝達計画	48
		第3節 広報・広聴計画	51
		第4節 地震水防対策の実施	54
		第5節 二次災害の防止	54
		第6節 救出計画	56
		第7節 避難計画	56
		第8節 交通対策計画	57
		第9節 緊急輸送計画	57
		第10節 医療救護計画	57
		第11節 避難行動要支援者応急対策計画	57
		第12節 防疫・環境対策計画	57
		第13節 保健計画	57
		第14節 遺体捜索及び収容火葬計画	57
		第15節 給水計画	58
第16節 食糧供給計画	58		
第17節 生活必需品等供給計画	58		
第18節 応急仮設住宅建設等計画	58		
第19節 ごみ・し尿・がれき処理計画	58		
第20節 文教対策計画	58		
第21節 ライフライン応急対策計画	58		
第4編 災害復旧・復興 計画	第1章 復旧・復興の基本方針	第1節 基本方針	59
		第2節 災害復旧・復興計画の構成	59
	第2章 災害復旧事業の推進	第1節 復旧事業計画	60
		第2節 激甚災害の指定	60

編	章	節	頁
第4編 災害復旧・復興 計画	第3章 被災者等の生活再建等の支 援	第1節 生活相談	60
		第2節 女性のための相談	60
		第3節 雇用機会の確保	60
		第4節 義援金品の受付及び配分等	60
		第5節 生活資金の確保	60
		第6節 郵便事業の特例措置	61
		第7節 租税の徴収猶予、減免等	61
		第8節 災害弔慰金等の支給等	61
	第4章 経済復興の支援	第1節 金融措置	62
	第5章 復興計画	第1節 復興計画作成の体制づくり	62
		第2節 復興に対する合意形成	62
		第3節 復興計画の推進	62



# 第1編 総則

# 第1章 総則

## 第1節 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、筑後市の地域に係る防災（災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興）のうち震災対策に関し、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理すべき事務及び業務について、総合的かつ計画的な大綱として市防災会議が定めたものであり、市民の生命、身体及び財産を地震災害から保護し、被害の軽減を図り、もって社会秩序の維持と市民福祉の確保に万全を期することを目的とする。

計画の実施に当たっては、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、そして国や地方行政団体等の施策としての「公助」の適切な役割分担に基づく防災協働社会の実現を目指した市民運動の展開が必要である。また、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するために、防災に関する政策・方針決定過程において、男女双方の視点に配慮した女性参画の拡大を推進する。

また、この計画に定められていない事項については、筑後市地域防災計画（風水害対策編）による。

## 第2節 計画の性格

- 1 この計画は、国の防災基本計画及び県地域防災計画との整合性を図り、市地域防災計画を策定するものである。
- 2 この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを補完及び修正する。したがって、防災関係機関は関係のある事項について、市防災会議に計画の修正案を提出するものとする。
- 3 この計画は、防災関係機関がそれぞれの立場において実施責任を有するものであり、防災関係機関は、平素から研究、訓練等を行うなどしてこの計画の習熟に努めるとともに、市民に対しこの計画の周知を図り、計画の効果的な運用ができるように努めるものとする。
- 4 計画の具体的実施に当たっては、防災関係機関が相互に連携を保ち、総合的な効果が発揮できるように努めるものとする。



### 第3節 計画の構成

市防災計画は、「風水害対策編」、「震災対策編」及び「資料編」で構成し、震災対策編の構成は、以下のとおりとする。

- 1 総則
- 2 災害予防計画
- 3 災害応急対策計画
- 4 災害復旧・復興計画

### 第4節 用語

本計画において次の各号にあげる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 基本法 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
- 2 救助法 災害救助法（昭和22年法律第118号）
- 3 激甚法 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）
- 4 県 福岡県
- 5 市 筑後市
- 6 指定行政機関・指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関  
基本法第2条第3号から第6号までの規定によるそれぞれの機関
- 7 県防災計画 福岡県地域防災計画
- 8 市防災計画 筑後市地域防災計画
- 9 防災業務計画 指定行政機関の長及び指定公共機関の長が、防災基本計画に基づき作成する防災に関する計画
- 10 避難行動要支援者 災害時に援護を必要とする高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の総称

## 第2章 計画の運用と推進

### 1 計画の修正及び更新

今後、防災基本計画、防災業務計画、県地域防災計画が修正された場合や、防災に関する諸情勢に変化が生じた場合などには、この計画に的確かつ速やかに反映させる必要があることから、毎年検討を加え、必要があると認める場合は修正するものとする。

### 2 計画の習熟及びマニュアルの整備

防災関係機関は、平素から訓練、研究、その他の方法により、この計画の習熟並びに周知徹底に努めるとともに、この計画に基づき、より具体的な災害の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策の推進体制を整える。

また、必要に応じて計画運用のためのマニュアルの整備に努める。

### 3 計画の推進

市の関係部署はもとより、各防災関係機関及び市民は、できる限り前述の意見を尊重し、この計画に定めた各種対策の推進に当たることとする。

## 第3章 地震防災面からみた筑後市の特性

### 第1節 自然条件

#### 1 地形条件

本市は、福岡県南部に位置し、市の南部を矢部川が蛇行して西に流れ、有明海に注いでいる。本市は筑後平野のほぼ中央に位置しており、東から西にむかって緩い傾斜を持った標高5～40m程度の平坦地である。

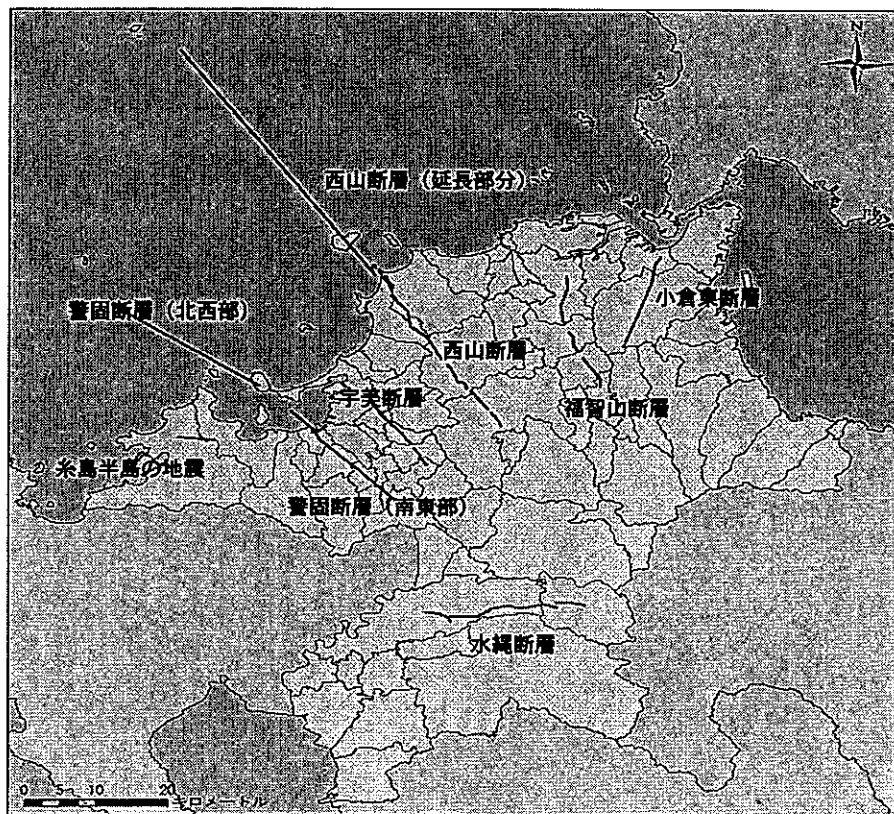
#### 2 地質条件

本市の地質は、北東部の台地に「表土+砂礫+岩盤」がみられるほか、この台地の南部側の沖積層に泥層を主とした地域が広がっているが、大半は砂層を主とする地域によって構成されている。

#### 3 活断層

本市に影響を及ぼす断層は警固断層と水縄断層であるが、最も近い断層は水縄断層である。

##### ■想定地震の震源断層位置



資料：「福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）」

## 第2節 地震災害の特色

### 1 地震動による被害

福岡県は、他の地域と比べると地震によって被害を受けた経験が少ないと言われてきたが、2005年3月に福岡県西方沖（福岡市の北西約30km）を震源とする最大震度6弱の地震（深さ9km、マグニチュード7.0）が発生し、筑後市でも震度4を観測した。

こうした事態に有効に対処するためには、事前に被害を予測し、それに備えた対応を検討しておくことが重要である。

このため、県が実施した「防災アセスメント調査報告書」を基に、震源や震度、地震被害等を想定する。

福岡県内の6本の活断層のうち、本市近傍には水縄断層があり、これらが活動した場合、液状化現象の被害が懸念される。

#### ■ 水縄断層の諸元

項目	調査結果
断層長さ	約26km
断層延長の方向	東—西方向
断層の型	北側下がりの正断層
活動の規模	M=7.2
平均的な活動間隔	14,000年
最新の活動時期	1,300年前
今後30年以内に地震が発生する確率	ほぼ0.0%

資料：「地震に関する防災アセスメント調査報告書」

## 第4章 災害の想定

### 第1節 想定地震

地震災害に関しては、福岡県の実施した「地震に関する防災アセスメント調査報告書（平成24年3月）」を基本として、震源や震度、地震被害等を想定する。

想定地震については、県内に存在する6つの活断層及び既往の地震に着目して設定され、被害の算出については、人口が集中している県内4地域の主要都市（福岡市、北九州市、飯塚市、久留米市）を中心とする地域の被害を算出している。

想定断層モデルは、以下に示すとおりであり、本市に最も近い断層モデルは、水縄断層である。

#### ■想定地震の震源断層パラメータ一覧

震源断層 パラメータ	小倉東 断層	福智山 断層	西山断層	警固断層 南東部	水縄断層	宇美断層	糸島半島 の地震
震源断層の長さ L (km)	17	20	31	27	26	18	5
震源断層の幅 W (km)	8.5	10	15	15	15	9	2.5
マグニチュード M	6.9	7.0	7.3	7.2	7.2	6.9	6
震源断層の 深さ d (km)	上端	2	2	2	2	2	3
	下端	10.5	12	17	17	15	5.5

### 第2節 想定地震による市周辺地域への被害等の概要

#### 1 市

水縄断層西部の想定では、久留米市の一部で震度6弱の地域が予測されるほか、周辺の小郡市、広川町などで震度5強が予測される。本市においては、震度5強及び5弱の揺れがあると予測されている。

#### 2 液状化

水縄断層西部において、液状化危険度がかなり高いと予測される地域は、久留米市、広川町の一部に散在しているが、本市においては、南部を中心に液状化が予測されている。

#### 3 建物被害

水縄断層西部の想定では、久留米市や広川町などを中心に木造建物の全壊・半壊が予

測されている。本市においては、木造建物を中心に71棟が全壊、156棟が半壊と予想されている。

#### 4 地震火災被害

水縄断層西部の想定では、本市の地震火災発生は、1件と予測されているが、消防力の運用によって消火できるものと予測される。

#### 5 ライフライン施設被害

ライフラインについては、市民生活に重大な影響が及ぶ水道管の破損、電柱倒壊等の発生が予測される。水縄断層西部の想定では、上水道被害について、久留米市を中心に大きな被害が予測されている。本市においては、上水道管被害が1箇所と予測されている。

#### 6 交通施設被害

高速道路の被害は、水縄断層西部の想定で、九州自動車道に若干の被害が予測されるのみである。国県道の被害については、水縄断層西部の想定で62か所の被害が予測される。

#### 7 人的被害

水縄断層西部の想定では、久留米市を中心に、死者数及び負傷者が多数発生すると予測されている。本市においては、死者4人、負傷者258人と予測されている。

## 第5章 重点的に取り組むべき対策

災害に強い市を目指し、第4章「災害の想定」で示したような人命損失危険に対する防災対策の推進や防災拠点となる施設の耐震化の推進、大規模な災害にも対応できる都市基盤整備などを推進する。

このようなハード対策に併せて、市民との迅速な防災情報の共有化や市民運動展開の促進及び効果的な応急対策のための事前対策の推進等のソフト対策を組み合わせ、災害の未然防止と被害最小化に向けた総合的な防災対策の充実を図るとともに、本市の特性を考慮し、より実践的な防災対策を行うため、重点的な課題に取り組み、安全で安心して暮らせる防災力の高い地域づくりを目指す。

### 1 地域の防災力を向上させるための市民運動の展開

地域の防災力を向上させるため、市民及び企業等が高い防災意識を持ち、災害に対する「備え」を実践する必要がある。

- (1) 市民の防災意識の高揚
- (2) 地域・企業の防災力の向上

### 2 地域特性を考慮した防災対策の確立

本市は、市の全域が筑後平野に含まれており、沖積層で構成される。標高は5～40m程度の平坦地であり、表土地質は、北東部の台地に「表土+砂礫+岩盤」が見られるほか、台地の南部側の沖積層に泥層を主とした地域が広がっているが、大半は砂層を主とする地域によって構成されており、液状化しやすい地盤を形成している。地震によって液状化現象が発生すれば、国道や市道への被害が予想されるだけでなく、経済活動への影響も懸念され、人的被害も予想されるため、生活機能を麻痺させないための対策に取り組む必要がある。

- (1) 経済機能維持のための対策の推進

### 3 人的・物的資源の効率的な活用による防災対策の推進

地震発生時においては、災害時優先電話の途絶なども考えられることから、適切な負傷者搬送のための救急隊と医療機関との間の通信や、市等による被害状況の把握及び関係機関への伝達などに支障が生じないよう、多様な通信手段の確保や情報の収集・伝達体制の充実強化を図る必要がある。

- (1) 適切な医療供給体制の連携強化
- (2) 地域の災害情報の把握・伝達体制の充実強化

#### 4 建築物等の耐震化の推進

地震発生時に死傷者が発生する主な要因は住宅の倒壊に伴うものが圧倒的に多いため、住宅の耐震化に取り組む必要がある。また、公共施設が被災しては、災害対応に支障をきたすことになるため、公共施設の耐震化に取り組む必要がある。

さらに、電気、水道、ガスなどのライフラインの被災により、市民の日常生活、企業の産業活動に深刻な影響が及ぶことも予想されるため、ライフライン施設について耐震化に取り組む必要がある。

- (1) 住宅、公共施設等の耐震化の推進
- (2) ライフライン施設の耐震化の推進

#### 5 高齢化社会などに対応した防災体制の確立

地震発生時には高齢者などの避難行動要支援者が犠牲となるケースが多いため、避難行動要支援者に配慮した防災知識の普及や災害時の情報提供、避難誘導體制の強化など、防災体制を確立させる必要がある。

- (1) 高齢者などの避難行動要支援者対策の充実



## 第2編 災害予防計画

# 第1章 防災基盤の強化

## 第1節 都市構造の防災化

市及び県は、建築物の耐震・不燃化、都市空間の確保と整備、過密化した都市環境の整備、防災対策の強化を図る。また、その中から取り組むべき事業の緊急性を勘案し、広域避難地、避難路等の整備を促進し、都市の防災化対策を推進する。

### 第1 方針

市及び県は、避難路、避難地、延焼遮断帯並びに防災活動拠点ともなる幹線道路、公園、河川など骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備に努める。また、老朽木造住宅密集市街地の解消に取り組み、建築物や公共施設の耐震・不燃化を促進し、防災に配慮した土地利用への誘導等により、地震に強い都市構造の形成を図るものとする。

市、県及び施設管理者は、商業施設及び病院等不特定多数の者が利用する都市の施設等の地震発生時における安全性の確保の重要性にかんがみ、これらの施設における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備を強化するものとする。

### 第2 建築物不燃化の推進

所管部署：都市対策課

#### 1 計画方針

市は、都市計画法により防火、準防火地域を設定し、防災対策を推進する。

#### 2 対策

##### (1) 防火、準防火地域の指定

市は、商業地域及び近隣商業地域等については、防火地域又は準防火地域を定めるものとする。

##### (2) 公営住宅の不燃化推進

市は、既存の木造及び簡易耐火構造の住宅について、地域性、老朽度等を考慮し、市営住宅においては、整備計画等との整合性を図りつつ、不燃化や延焼防止対策を推進する。

また、2方向避難の困難な既設住宅については、防災改修等の改善を進めるとともに、新築住宅についても、不燃建築物とオープンスペースの一体的整備により防災空間の創出に努める。

### 第3 防災空間の確保、整備、拡大

所管部署：都市対策課

#### 1 計画方針

都市公園の整備を進め、避難地の確保、火災の延焼防止、救護活動の円滑な実施を図る。

#### 2 対策

災害時における避難地あるいは防火帯、応援隊集結地・野営地、ごみ・がれきの仮置場、ヘリコプター臨時発着場、応急仮設住宅建設地、災害用仮設トイレ設置場所等としての機能を有する都市公園の整備について、社会資本整備重点計画に基づき推進する。

### 第4 造成地の災害予防対策

所管部署：都市対策課

#### 1 計画方針

造成地で発生する災害の防止を図るため、都市計画法に規定されている開発許可の審査及び当該工事の施工において、指導、監督を行う。

#### 2 造成地における開発許可基準

開発区域の地盤が軟弱である場合、崖が存在する場合、切土・盛土を行う場合は、地盤沈下等が発生しないよう、土の置き換え、水抜き、擁壁の設置及びその他の措置等について指導する。

### 第5 避難地等の整備

所管部署：都市対策課、道路・水路課

市は、震災時に住民を安全に避難させるため、広域避難地及び避難路の整備に努める。

#### 1 広域避難地等の選定

市街地を要避難地域及び非焼失地域に区分し、広域避難地は非焼失地域内で選定するものとする。要避難地域、非焼失地域、広域避難地及び火災に対する避難圏域の選定基準は、次のとおりとする。

##### (1) 要避難地域

ア 木造建物の建ぺい率がおおむね 10%を越える街区が連続した市街地で、その面積が広域に及び、火災時に、住民が組織的、計画的に避難する必要がある地域

イ 津波、浸水等の被害が生ずるおそれのある地域

##### (2) 非焼失地域

要避難地域以外の地域

##### (3) 広域避難地

ア 火災の延焼によって生じる輻射熱、熱気流等に対し、避難者の安全を確保できること。

特に周辺市街地の火災による輻射熱を考慮して算出した安全面積が、おおむね

10ha 以上であること。ただし、10ha 未満のものであっても、周辺地域に耐火構造物が存在し、火災に対し有効な遮蔽ができる場合は選定することができる。

- イ 危険物、大量可燃物等の災害の発生要因及び拡大要因となるものが存在しないこと。
  - ウ 浸水等の危険のないこと。
  - エ 避難者が安全に到達できる避難路と連絡されていること。
  - オ 一定期間の避難者の応急救護活動が実施できること。
- (4) 火災に対する避難圏域（広域避難地等に避難する住民の居住地域の範囲）
- ア 広域避難地等収容可能人口は、避難者1人当たりの必要面積をおおむね1㎡以上として算定すること。
  - イ 火災に対する避難圏域の境界は、原則として校区単位とするが、場合によっては、行政区単位もしくは道路、河川、鉄道等を境界とすること。
  - ウ 広域避難地等収容可能人口が不足するため、住民等が最短距離にある広域避難地等に避難することができない場合は、歩行距離の増分が極端に増加しないよう留意するものとし、各校区から広域避難地等までの歩行負担がなるべく均等になるようにすること。
  - エ 火災に対する避難圏域は、夜間人口により定めるが、昼間人口が増加する地域では避難地等収容可能人口に余裕をもたせるものとする。

## 2 避難路の選定

広域避難地等へ避難するための避難路は、次の基準により選定する。

- (1) 沿道に耐火建築物が多いこと。
- (2) 落下物、倒壊物等による危険又は避難障害のおそれが少ないこと。
- (3) 広域避難地等の周辺では、できるだけ進入避難路を多くとること。
- (4) 自動車の交通量が比較的少ないこと。
- (5) 危険物施設等に係る火災、爆発等の危険性が少ないこと。
- (6) 耐震性貯水槽等の防火水槽及び自然水利の確保が比較的容易であること。
- (7) 浸水により通行不能になるおそれがないこと。
- (8) 通行障害発生時の代替道路も考慮すること。

## 3 広域避難地等の整備

### (1) 避難地標識等

避難誘導を円滑に行うため、避難地周辺に避難地標識を設置するとともに、避難地を遠方から確認できるよう、市街地の状況に応じ必要な広域避難地についてランド・マークの設置を勧める。

## (2) 給水施設

広域避難地における給水活動を円滑に行うため、次の措置を講ずる。

- ア 広域避難地内又は配水場の貯留水を利用するために必要な機材（ポンプ等）の整備に努める。
- イ 広域避難地内又は周辺の公共施設、ビルの受水槽の活用について、管理者等との協議に努める。
- ウ 必要に応じ大型耐震性貯水槽の設置に努める。

## (3) 応急救護所等

広域避難地における災害応急対策活動が円滑に実施できるよう、広域避難地内部の整地、公用地としての取得に努めるとともに、医療救護、給水、給食、情報連絡等の拠点となる施設及び放送施設の整備に努める。

## (4) 進入口

進入口が不足しているため、避難群集が滞留するおそれのある広域避難地について、進入口の拡幅、増設に努める。

## 4 避難路の安全確保

市及び関係機関は、次により広域避難地等への安全確保を図るものとする。

## (1) 火災に対する安全性の強化

- ア 避難路の沿道は、避難者を市街地大火から守るために、有効な耐火建築物の整備を促進する。
- イ 必要な箇所に貯水槽等の消防水利施設その他避難者の安全のために必要な施設の配備に努める。

## (2) 主要道路における施設等の整備

主要道路については、地震発生後、一般車両の通行を禁止する措置をとる場合に必要施設等の整備に努める。

## (3) 危険物施設等に係る防災措置

- ア 危険物施設等  
避難路沿いの危険物施設、高圧ガス施設等の安全促進の指導を強化する。
- イ 上下水道施設  
避難路に埋設されている配水施設等の事故未然防止のため、主要道路の巡回点検を強化するとともに、必要な配水本管等の取替え及び防護に努める。

## ウ 電力施設

避難路の安全を確保するため次の措置を講ずる。

## (7) 設備強化

- a 避難路に設置する支持物（電柱）には、コンクリート柱を使用する。
- b 電線の混触による短絡断線防止策として、絶縁電線を使用する。

c 柱上変圧器の落下防止策として、強度向上を図った工法を採用するとともに、開閉器については、高信頼度の真空中開閉器を使用する。

(i) 設備管理

避難路の設備の維持管理強化を図るため、配電設備を中心とした関連設備の巡回点検を強化する。

(4) ガス施設

避難路に埋設されているガス施設による災害を未然に防止するため、主要路線の巡回点検を強化するとともに、必要な本管の取り替え及び防護を実施する。

(5) その他の占用物件

避難路に係るその他の占用物件については、巡回点検を強化するとともに、震災時における危険性、当該物件の公共性を勘案して、必要に応じて除去等の措置に努める。

## 第2節 建築物等の安全化

建築物等の安全化を推進することにより、防災基盤の強化を図る。

### 第1 建築物等の耐震性確保についての基本的な考え方

地震に強いまちづくりを行うに当たっては、建築物、土木工作物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設などの諸施設の耐震性を確保する必要がある。その場合の要求性能は、それらの種類、目的等により異なるが、基本的な考え方は、以下によるものとする。

- 1 諸施設に要求される耐震性能は、一般的な地震動及び直下型地震又は海溝型巨大地震に起因する更に高レベルの地震動についてもできる限り考慮の対象とするものとする。
- 2 この場合、諸施設は、一般的な地震動に際しては機能に重大な支障が生じず、かつ高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標として設計するものとする。
- 3 さらに、諸施設のうち、一旦被災した場合に生じる機能支障が、災害応急対策活動にとって著しい妨げとなるおそれがあるものや、広域における経済活動等に対し著しい影響を及ぼすおそれがあるもの、また災害時要援護者の安全確保に必要な建築物等については、需要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の諸施設に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とするものとする。
- 4 また、耐震性の確保には、上述の個々の諸施設の耐震設計のほか、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保することによる方策も含まれるものとする。

なお、特に旧基準で建築された既存建築物等の耐震性の向上を図るため、市は、「筑後市耐震改修促進計画」に基づき、耐震診断・改修の促進に努めるものとする。

### 第2 建築物等の耐震性の確保

所管部署：都市対策課、会計契約課、学校教育課、社会教育課

#### 1 公共建築物の耐震性の確保

##### (1) 市有施設の耐震性確保に関する方針

##### ア 新築建築物

新たに建設される市有施設については、地震動時及び地震動後に施設に必要とされる機能や用途の重要性に応じた耐震安全性の確保を図るものとする。

##### イ 新耐震基準（昭和56年）以前に建築された建築物

以下の施設について、計画的かつ重点的に耐震診断・改修を推進するものとする。  
特に(ア)、(イ)及び(ウ)の施設については、地震動時及び地震動後に施設に必要とされる

機能や用途の重要性に応じた耐震安全性の向上に努めるものとする。

- (7) 災害応急対策活動に必要な施設
- (i) 避難所として位置付けられた施設
- (ii) 多数の市民が利用する施設
- (i) その他

ウ 新耐震基準（昭和56年）以降に建築された既存建築物

以下の施設について、地震動時及び地震動後に施設に必要とされる機能や用途の重要性に応じた耐震安全性の向上に努めるものとする。

- (7) 災害応急対策活動に必要な施設
- (i) 避難所として位置付けられた施設
- (ii) 多数の市民が利用する施設

(2) 既存市有施設等の耐震性確保に関する取組

ア 市有施設

- (7) 市有建築物耐震対策計画（整備目標、整備プログラム等）の策定
- (i) 同計画に基づく耐震診断・耐震改修の実施

イ 教育施設等

- (7) 学校建築については、仮設等の付属施設を除き原則として、耐震耐火構造とする。
- (i) 老朽施設については、更新、補強を図る。
- (ii) 社会教育施設、社会体育施設及び文化施設については、地震防災上必要な補強を図る。

ウ 公営住宅

市営住宅については、防災、土地の高度利用及び生活環境の改善等の観点から、筑後市営住宅長寿命化計画等により、建替事業の積極的な推進に努める。

エ 社会福祉施設

社会福祉施設については、地震防災上必要な改築又は補強を勧める。

2 一般建築物の耐震性の確保

(1) 方針

民間建築物の耐震化は、原則所有者又は使用者の責務として行うものとし、市及び県は、そのための助言、指導及び必要性等に応じて支援を行うものとする。

また、保安上危険である又は衛生上有害であると認められる場合には、補修等必要な措置の指導を要請する。

(2) 既存建築物の耐震化対策

市及び県は、民間建築物の耐震性の向上を図るため、広報の充実や耐震改修促進体制の整備等を図る。



- ア 耐震工法や補強方法等の技術知識等をパンフレット等により、広く市民に普及・啓発に努める。
- イ 建築士団体等との連携により、民間建築物の耐震性確保を図る。

### 3 その他の安全対策

#### (1) エレベーター閉じ込め防止対策

市及び県は、既設エレベーターの安全性を建築物所有者等に周知し、「P波感知型地震時管制運転装置」の設置等を推進する。

また、保守会社は、閉じ込め等からの早期救出・運転休止からの早期復旧のため、人員の確保、通信の多様化、迅速な移動手段の確保、復旧優先順位の検討等の体制整備を図る。

#### (2) 窓ガラス等の落下防止対策

市及び県は、地震時に建築物の窓ガラス、外壁タイル及び看板等の落下による危険防止のため、建築物の所有者や管理者に対し、落下防止対策の重要性についての啓発や指導等を行う。特に、建築物の窓ガラスの耐震設計については、国の告示（建設省告示第1622号）以前に建てられた建築物の調査を行い、所有者に必要な改善指導等に努める。

#### (3) ブロック塀等の倒壊防止対策

市及び県は、ブロック塀等の倒壊防止のため、業界団体等の連携によるブロック塀等安全対策推進協議会と連携し、ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保の必要性について広く県民に対し啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等の普及啓発やブロック塀等の巡回指導等に努める。

#### (4) 工事中の建築物に対する指導

落下物に対する防護、土留め工事、建方工事の崩壊防止等の工事現場の危険防止について関係機関の指導により安全確保を図る。

#### (5) 建物内の安全対策

##### ア 学校校舎

校長は、コンピューターをはじめ、ロッカー、書棚、下駄箱、薬品棚、実験実習機器等の転倒落下等の防止を行い、その安全性を強化するとともに、児童生徒、教職員の安全と避難通路が確保できるように、十分配慮する。

##### イ 社会福祉施設、病院、保育所等

施設管理者は、備品等の転倒落下等の防止を行い、安全性を強化するとともに、入所者、職員等の安全と避難通路が確保できるように、十分配慮する。

##### ウ 庁舎

施設管理者等は、備品等の転倒落下等の防止を行い、職員等の安全と避難通路確保

のための安全性を強化するとともに、コンピューター等に蓄積されているデータの損傷の防止等を図る。

#### エ 民間建築物

入居者及び施設管理者は、建物内のタンス、食器棚、本棚、冷蔵庫等の転倒防止や棚上の物の落下の防止やガラスの飛散防止等を行う。特に、高層建築物については、ゆっくりと大きく揺れる振動の場合、上階ほど揺れが強くなり、大きな被害が出る可能性があることに留意する。

#### (6) 公共施設及び危険物施設の点検整備等

市、県及び施設管理者は、道路、河川、ため池、の機能及び周囲の状況に応じて耐震性等の点検整備を行うものとする。また、石油類、高圧ガス、毒物劇物及び火薬類等の危険物施設の耐震性の確保、緩衝地帯の整備等を促進するものとする。

#### (7) その他の対策

自動販売機の転倒、煙突の折損等の防止について、所有者や管理者を指導し安全確保を図る。

### 第3 河川施設等の安全対策

所管部署：道路・水路課

施設管理者等は、地震の発生に際して河川水位の上昇等が予想されるため、河川施設の被害を想定し、堤防、ダム、水門及び排水機場等の市管理河川関連施設について必要なものにおいては、重要度・緊急度の高いものから耐震化に努める。

### 第4 交通施設の安全対策

所管部署：道路・水路課

道路等の管理者は、災害を防止するため所管する施設等の実態を把握し、災害時においても常に健全な状態が維持できるよう諸施設の整備等を行うものとする。

#### 1 道路施設

##### (1) 緊急交通路、緊急輸送道路ネットワーク

##### ア 緊急交通路

あらかじめ大規模災害発生時における緊急通行車両の通行を確保すべき道路(以下「緊急交通路」という)を選定し、選定緊急交通路を重点に道路及び施設等の安全性を強化し、大規模災害の防止及び軽減並びに災害発生時における迅速、的確な災害応急対策に資する。

なお、緊急交通路は、高規格幹線道路として整備された高速自動車道及びその他の自動車専用道路のほか、地域別の災害対策本部と陸上輸送に対応する路線について、次の基準に基づき路線を選定する。

- (7) 陸上輸送を確保するために隣接地域と接続する幹線道路
- (イ) 航空輸送を確保するために必要な道路
- (ロ) 原則として、片側2車線以上の広幅員道路

(イ) 高架部が少なく、道路損壊時に早急な復旧が期待できる道路

(ロ) 交通信号機、地域制御機等の交通安全施設が整備され、大量の人員、物資の輸送等緊急通行車両の通行が可能な道路

イ 緊急輸送道路ネットワーク

緊急交通路等を十分踏まえ、幹線的な道路並びにこれらの道路と防災拠点とを連絡する道路、又は防災拠点を総合に連携する道路を選定し、安全性の強化に努める。

(2) 市・国・県・警察

ア 道路の整備

震災時における道路機能の確保のため、所管道路について、法面等危険箇所調査等を実施し、補修等対策工事の必要箇所を指定して、道路の整備を推進する。

(イ) 道路法面、盛土欠落危険地調査

道路隣接法面の路面への崩落が予想される箇所及び路体崩壊が予想される箇所等を把握するため、「道路法面、盛土欠落危険地調査」の実施に努める。

(ロ) 道路の防災補修工事

(イ)の調査に基づき、道路の防災補修工事が必要な箇所について、工法決定のための測量、地質調査、設計等を行い、その対策工事を実施する。

イ 橋梁の整備

震災時における橋梁機能の確保のため、所管橋梁について、耐震点検調査を実施し、対策工事の必要箇所を指定して、必要に応じて橋梁の補修、耐震補強及び架換を行う。

ウ 道路啓開用資機材の整備

事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、震災時の緊急輸送路としての機能を確保できるよう、レッカー車、クレーン車等の道路啓開用資機材の分散配備、増強に努めるとともに、あらかじめ建設業者、団体との間で協定等を締結し、道路啓開用資機材を整備しておくものとする。

エ 交通安全施設の防災機能強化

緊急交通路として確保すべき道路を重点に交通信号機、交通管制システム等の交通安全施設の停電対策、耐震対策及び復旧対策等の防災機能の強化を図る。

## 第5 ライフライン施設の安全対策

管部署：指定公共機関、指定地方公共機関、上下水道課

電気、ガスは日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであり、万一、災害によりこれらの施設設備が被害を受けた場合、その供給は緊急性を要するため、電気、ガス事業者はこれらの供給を円滑に実施するための措置を講ずる。

### 1 電気施設の安全対策（九州電力株式会社）

突発性地震等の非常災害時の電力施設の災害を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因（停電等）の除去と耐災環境の整備に常に努力する。

## 2 ガス施設の安全対策（プロパンガス事業者）

地震によるガス施設の被害及び二次災害の発生を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、ガスの製造・供給にかかる設備、体制及び運用について、総合的な災害防止対策を推進する。

## 3 国内通信施設の安全対策（西日本電信電話株式会社）

西日本電信電話株式会社福岡支店は、防災業務計画、災害等対策規定に基づき具体的な措置を定めて、災害等異常時の電気通信サービスの確保を図るため、電気通信設備について予防措置を講じ万全を期する。

## 4 放送施設の安全対策（日本放送協会）

日本放送協会福岡放送局は非常災害が発生し、又は発生するおそれのある場合における放送電波の確保を図るため、日本放送協会災害対策規程（同災害対策実施細目）を定め、放送設備、局舎設備等について各種予防措置を講じ、災害報道の確保に万全を期する。

## 5 上水道施設の安全対策

### (1) 計画方針

水道事業者は、災害による水道の被害を最小限にとどめ、速やかに水の供給を確保するため、給水体制の整備並びに施設の整備を推進する。

### (2) 対策

水道施設の整備については、老朽化が懸念される経年管の更新計画に併せて、優先度が高い箇所から必要に応じて耐震化を図る。

また、施設等の総合的な点検検討を行い、その結果に基づいて、近隣水道事業者との緊急時用連絡管の整備及び給水用資機材の確保などを図る。

## 6 下水道施設の安全対策

### (1) 計画方針

下水道管理者は、市街地の環境整備及び公共用水域の水質汚濁を防止するため、下水道施設の設計及び施工に当たっては必要に応じて耐震対策を講じ、施設の整備を図る。

### (2) 対策

既設の下水道施設については、耐震性を考慮した施設整備を行っており、新設の下水道施設についても、既存施設同様の耐震化を図る。

また、地震時においては、停電等による二次的災害を防止するために施設の定期点検を実施し、適切な維持管理に努める。

## 第6 文化財災害予防対策

所管部署：社会教育課

市及び県は、文化財を災害から保護するため、防災意識の高揚、防災施設の整備を図るものとする。

- 1 文化財に対する市民の防災意識の高揚と愛護精神の普及徹底を図るため、広報活動に努める。
- 2 所有者等を対象とした文化財の防災に関する講習会等の実施を図る。
- 3 火災予防体制の確立等、次の事項に係る管理保護についての指導を行う。
  - (1) 防火管理体制の整備
  - (2) 環境の整備
  - (3) 火気の使用制限
  - (4) 火災危険箇所の早期発見と改善及び火災警戒の実施
  - (5) 自衛消防隊の組織の確立とその訓練
  - (6) 火災発生時にとるべき初期消火等の訓練の実施
- 4 倒壊等の防止対策及び落下物等による破損防止対策により、文化財の破損防止を図る。
- 5 古墳、遺跡等の点検整備に努める。

## 第2章 市民等の防災力の向上

### 第1節 市民が行う防災対策

市民は、一人ひとりが「自らの身の安全は自ら守る」という防災の基本に基づき、自ら各種の手段を講ずるとともに、地域の防災活動に参加する等平常時から災害に対する備えを進める。市及び県は、市民に対する防災意識の高揚を図る。

#### 第1 市民が行う主な防災対策

所管部署：地域支援課、消防本部警防課

- 1 防災に関する知識の習得
  - (1) 地震情報の理解や震度、マグニチュード等の地震に関する基礎知識
  - (2) 過去に発生した地震災害の被害状況
  - (3) 近隣の災害危険箇所の把握
  - (4) 災害時にとるべき行動（初期消火、避難勧告等発表時の行動、避難方法、避難所での行動、的確な情報収集等）
- 2 防災に関する家族会議の開催
  - (1) 避難場所・経路の事前確認
  - (2) 非常持出品、備蓄品の選定
  - (3) 家族の安否確認方法（福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」、NTTの災害用伝言ダイヤル「171」や携帯電話の災害用伝言版の活用等）
  - (4) 災害時の役割分担（非常持出品の搬出、幼児や高齢者に対する責任等）等
- 3 非常用品等の準備、点検
  - (1) 水、食糧、衣料品、医薬品、携帯ラジオ、懐中電灯等の非常持出品
  - (2) 3日分相当の水・食糧・生活必需品、毛布等の非常備蓄品
  - (3) 消火用具、スコップ、大工道具等資機材の整備
- 4 住宅等の安全点検、補強の実施（家具転倒防止、棚上の物の落下防止、ガラス飛散防止等）
- 5 応急手当方法の習得
- 6 市、県又は地域（校区、自主防災組織等）で行う防災訓練、防災講習会等への積極的参加
- 7 地域（校区、自主防災組織等）が行う、地域の相互協力体制の構築への協力等

## 第2 地震保険の活用

所管部署：地域支援課

地震保険は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とし、政府が再保険を引き受ける保険制度である。

火災保険では、地震・津波等による被害は補償されないことから、地震保険は被災者の住宅再建にとって有効な手段の1つであるため、市民は地震保険の活用を検討する。

市、県等は、その制度の普及促進に努める。

## 第2節 自主防災体制の整備計画

市防災計画（風水害対策編）第2編「災害予防計画」第2章「市民等の防災力の向上」第2節「自主防災体制の整備計画」に準ずる。

## 第3節 企業等防災対策の促進計画

市防災計画（風水害対策編）第2編「災害予防計画」第2章「市民等の防災力の向上」第3節「企業等防災対策の促進計画」に準ずる。

## 第4節 防災知識普及啓発

市防災計画（風水害対策編）第2編「災害予防計画」第2章「市民等の防災力の向上」第4節「防災知識普及啓発」に準ずる。

## 第5節 防災訓練計画

市防災計画（風水害対策編）第2編「災害予防計画」第2章「市民等の防災力の向上」第5節「防災訓練計画」に準ずる。

## 第3章 効果的な応急活動のための事前対策

### 第1節 広域応援体制等整備計画

市防災計画（風水害対策編）第2編「災害予防計画」第3章「効果的な応急活動のための事前対策」第1節「広域応援体制等整備計画」に準ずる。

### 第2節 防災施設・資機材等整備計画

市防災計画（風水害対策編）第2編「災害予防計画」第3章「効果的な応急活動のための事前対策」第2節「防災施設・資機材等整備計画」に準ずる。

### 第3節 災害救助法等運用体制整備計画

市防災計画（風水害対策編）第2編「災害予防計画」第3章「効果的な応急活動のための事前対策」第3節「災害救助法等運用体制整備計画」に準ずる。

### 第4節 情報通信施設等整備計画

#### 第1 地震情報の伝達体制の整備

所管部署：地域支援課、消防本部警防課

気象官署から発せられる地震情報は、地震時の応急対策を的確に行う上で重要である。そのため、その受信、伝達を迅速・的確に行うための体制を整備する。

市、県及び関係機関は、気象官署や観測機器から入手した情報を迅速に処理し、適切な意思決定に結びつけられるよう、情報の読み取り・判断能力を研修、自己研さんにより向上させるものとする。

#### 第2 被害情報等の収集管理体制の整備

所管部署：地域支援課、消防本部警防課

##### 1 情報の収集連絡体制の整備

市、県及び防災関係機関は、地震による被害がその中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、関係機関との連絡が、相互に迅速かつ確実に行えるよう情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集連絡体制の明確化など体制の確立に努めるものとする。また、その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

##### 2 初動期における人命危険関係情報の収集管理体制の整備

(1) 初動期には、人命の安全確保を目的として、主に以下の情報を収集し、各種の意思決定に反映させる必要がある。

- ア 要救出現場数
- イ 出火件数
- ウ 人的被害状況
- エ 倒壊家屋状況
- オ 二次災害危険箇所（高圧ガス漏洩事故など）



(2) 市、県及び関係機関は、上記情報を効果的に収集管理するために、以下の体制を整備するものとする。

- ア 職員の居住区を考慮した情報収集担当地域体制等の整備
- イ 参集職員からの被害情報の集約体制の整備
- ウ 住民等からの通報内容の分析と意思決定への反映体制の整備
- エ 関係職員、関係機関間における情報の共有化体制の整備

### 第3 情報通信施設等の整備

所管部署：地域支援課

市、県及び防災関係機関は、災害時の初動応急活動に係る情報通信の重要性を認識し、情報通信施設等資機材及び運用体制の整備強化を積極的に行う。また、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。

#### 1 通信手段の種類・特徴

通信機器の特性を踏まえ、災害時の通信手段の多様化に努める。

種 類	使用不能となる場合・特徴
ちくごコミュニティ無線 (固定局)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 停電時には非常用電源で機能</li> <li>・ 使用不能(輻輳等)になりにくい</li> <li>・ 相互通信が可能</li> </ul>
ちくごコミュニティ無線 (移動局)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使用不能(輻輳等)になりにくい。</li> <li>・ 相互通信が可能 (数時間は予備バッテリーで機能)</li> </ul>
NTT加入電話(一般)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 輻輳時には通信制限がかかる。</li> <li>・ 有線施設が切断され不通になる可能性がある。</li> <li>・ 停電時でも交換機が停止しなければ使用可</li> </ul>
IP電話	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 輻輳時には通信制限がかかる。</li> <li>・ 有線施設が切断され不通になる可能性がある。</li> <li>・ 停電時は使用不可</li> </ul>
携帯電話(一般)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 輻輳時には通信制限がかかる可能性がある。 (メール通信は比較的有効)</li> <li>・ 中継局の設備破損や停電時は不通 (数時間は予備バッテリーで機能)</li> </ul>
衛星携帯電話	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般的に輻輳しにくい。</li> <li>・ 激しい降雨の際には一時的に使用不能となる。</li> </ul>
(災害時優先電話) NTT加入電話 携帯電話	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 回線輻輳時の発信が優先的</li> </ul>

※ 輻輳(ふくそう) - 交換機の処理能力を超えるような通話が殺到し、電話がつながり難く、発信規制がかかること。

## 第4 無線通信施設等の整備

所管部署：地域支援課、消防本部警防課

## 1 通信手段の種類・特徴

## (1) ちくごコミュニティ無線（市防災無線）

ちくごコミュニティ無線とは、市が、災害時における災害応急対策並びに地域住民に対する情報伝達を迅速かつ円滑に実施するため、市において設置した無線通信設備をいい、下記によりその整備を推進する。

ア 市消防本部と連携し、ちくごコミュニティ無線を有効に機能させるため、24時間運用体制の確立を図る。

イ 災害時において、住民に対して情報を迅速かつ的確に伝達するため、ちくごコミュニティ無線の充実を図る。

ウ 音声が届かない地域に対しては、戸別受信機の整備・普及を図る。

エ ちくごコミュニティ無線と全国瞬時警報システム(J-ALERT)との連携等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを拡充する。

## (2) 消防・救急無線

消防・救急無線とは、管轄内における消防、救急活動、又は県下消防本部が他県及び県内における消防、救急活動を円滑に実施するため、消防本部において設置した無線通信設備をいい、下記によりその整備を推進する。

ア 大規模災害時に広域支援のため他県に出動した際に、各消防本部が相互に通信することができる共通波（統制波）の整備、充実を図る。

イ 県域における各消防本部と相互に通信することができる共通波（主運用波）の整備、充実を図る。

ウ 管轄内における活動波（消防・救急波）の整備充実を図る。

エ 災害現場の情報を迅速かつ的確に収集するため、携帯無線機等の増強を図る。

## 2 県の無線通信設備等

## (1) 福岡県防災・行政情報通信ネットワーク（県防災危機管理局）

福岡県防災・行政情報通信ネットワークとは、県庁、市町村、消防本部及び県出先機関等の相互間における、地上系無線通信網と衛星通信網を併用した福岡県防災行政無線であり、通信の途絶や輻輳が発生しにくい高い信頼性と、映像やデータの伝送・処理が可能な高度な機能を確保し、災害時等に効果的な運用が図れるよう、適切な維持管理を行う。

## (2) 災害医療情報システム（県医療指導課）

災害時における迅速かつ正確な災害医療情報の収集を図るとともに、これを迅速かつ的確な医療救護活動に結びつけるため、県救急医療情報センターの広域災害・救急医療情報システムを拡充強化し、災害関係機関との総合的なネットワーク化を構築するとともに、災害時等に効果的に運用が図れるよう、適切な維持管理を行う。

## 第5 衛星携帯電話・携帯電話等の活用

所管部署：地域支援課

## 1 市所有の携帯電話等の確保

市は災害時の通信手段の確保の為、携帯電話を保有する。

## 2 通信事業者による通信機器の貸出し等

県は、災害発生時に被災地が有線回線の輻輳や停電等のため有線通信が使用できない場合に、通信事業者から通信機器（携帯電話・衛星携帯電話・MCA無線機等）を速やかに借受け、被災地における災害応急対策活動に取り組むことができるよう通信事業者と協定等を締結し、災害時の通信機器緊急貸与に関する体制整備を行う。

## 3 災害対策用移動通信機器等の借受け

九州総合通信局は、非常災害時において災害の応急復旧用に必要な通信を用途とする（訓練を含む）「災害対策用移動通信機器」を所有し、申出があった場合には迅速に貸出しができる体制を整備するとともに、電気通信事業者等に対しては、携帯電話、MCA（移動無線）等の貸出しの要請を行う体制の整備を行う。

市及び県は、必要に応じこれらの機器の借受申請を九州総合通信局・電気通信事業者等に対して行い、貸与を受けることができるものとする。

## 第6 有線通信設備（災害時優先扱いの電話）の整備

## 1 基本方針

防災関係機関は、災害時優先扱いの電話の整備を行う。

## 2 整備項目

- (1) 防災関係機関は、内部機構における災害時優先扱いの電話を更に有効に活用できるように、位置付けを的確に行う。
- (2) 西日本電信電話株式会社は、電気通信設備の整備と防災管理に努め、防災関係機関が、災害時優先扱いの電話を更に有効に活用できるように、電話網運営体制を整備する。

## 第7 各種防災情報システムの整備

## 1 基本方針

防災情報の一元化に資する情報システム体制の重要性を認識し、各種防災情報システムの整備、充実を行う。

## 2 整備項目

- (1) 県は、災害時の膨大な情報通信を円滑に処理し、県災害対策本部が的確な指示等を行うための防災情報システムの運用体制の確保を図る。
- (2) 市及び県は、福岡県防災・行政情報通信ネットワークの福岡県防災情報システムを災害時等において効果的に運用できるよう、必要なデータの整備を行う。（当該データの加除修正を含む。）
- (3) 防災関係機関は、防災情報システム体制の確立のため、資機材の整備、増強を図る。

この計画では、災害応急対策活動の基礎となる気象・地象・水象に関する注意報、警報及び気象情報の受領及び伝達を確実にを行うために、県及び防災関係機関との連絡を密接にするとともに、連絡系統を確立することを定める。

## 第5節 広報・広聴整備計画

市防災計画（風水害対策編）第2編「災害予防計画」第3章「効果的な応急活動のための事前対策」第6節「広報・広聴整備計画」に準ずる。

## 第6節 二次災害の防止体制整備計画

市及び県は、余震、降雨等に伴う二次災害を防止する体制として、被災建築物の危険度、被災宅地の危険度を応急的に判定する技術者の養成並びに事前登録などの施策を推進し、必要な資機材の備蓄を図る。

### 第1 震災消防体制の整備

所管部署：消防本部、地域支援課、道路・水路課

#### 1 消防施設等の耐震化

市は、初動及び活動体制を確保するため、消防庁舎及び消防団ポンプ格納庫の耐震化、消防待機宿舎の整備並びに消防機動力、無線通信情報システム及び個人装備等の整備を進める。

#### 2 消防水利の強化

- (1) 市は、地震による火災に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。
- (2) 市は、消防水利の不足により、消防活動が困難な地域に対しては、消防水利の増設及びクリーク等の浚渫を推進し、地域の消火体制の強化を図る。

#### 3 消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化

平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定訓練の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。

#### 4 近隣市町相互の応援体制の強化

市は、災害時における消防活動の万全を期するため、近隣市町と消防に関し協定を結び、相互に応援するように努める。

#### 5 火災予防査察の強化

市は、消防法に規定する予防査察に際し、消防用設備等の耐震性を指導する。

#### 6 住民に対する啓発

市は、地震発生時における住宅からの火災発生を未然に防止するため、対震安全装置付火気使用設備器具の普及に努めるとともに、住宅防火診断等を通じ、地震発生時の火気使用設備・火気器具の適切な取扱い、消火器の使用方法等について啓発を行い、震災時にお

ける火災の防止と消火の徹底を図る。

また、住宅用防災機器についても設置・普及促進に努める。

なお、住宅火災による被災の危険性が高い寝たきり又は一人暮らしの高齢者、身体障害者等の住宅を優先して住宅防火診断等の実施を図る。

## 第2 余震、降雨等に伴う二次災害の防止体制の整備

所管部署：都市対策課

### 1 水害・宅地災害防止体制の整備

市及び県は、余震あるいは降雨等による二次的な水害・宅地災害等の危険個所の点検を行う地元在住の専門技術者（コンサルタント、県・市町村職員OBなど）の登録等の推進を図る。

### 2 被災建築物応急危険度判定体制の整備

被災した建築物等の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全を確保することを目的とした被災建築物の応急危険度判定体制整備を図るため、市においては、被災時の連絡体制の確保に努める。

### 3 被災宅地危険度判定体制の整備

市及び県は、被災した宅地の被害状況を迅速・的確に把握して、余震等による二次災害を軽減・防止し、住民の安全を確保する事を目的とした被災宅地の危険度判定体制の整備を図るため、判定士の登録の推進及び被災時の連絡体制の確保、関係機関との連携体制の整備に努める。

## 第3 危険物施設等災害予防計画

所管部署：消防本部予防課

### 1 消防法上の危険物

県、消防本部及び消防法（昭和23年法律第186号）上の危険物を取り扱う施設の関係者は、地震発生に起因する危険物の漏洩、爆発等に備え、平常時から危険物施設の安全確保に努める。

#### (1) 危険物施設の関係者が実施する対策

大規模な地震発生による影響を十分に考慮し、施設の耐震性の向上に努める。

#### (2) 消防機関が実施する対策

ア 既設の危険物施設については、地震に起因する危険物の火災、流出事故等の災害の発生を予防するため、施設の関係者に対し、地震発生時の安全確保についての必要な安全対策を周知するとともに、再点検を求める。

イ 危険物施設の関係者に対し、耐震性の向上を図るため、必要に応じて改修、移転等の指導、助言等を行う。

### 2 火薬類

県及び関係機関は、平常時から、地震に起因する火薬類事故の抑止に努める。

#### (1) 火薬類事業者が実施する対策

災害発生による影響を考慮し、火薬類製造施設等の安全確保に努める。

#### (2) 規制及び指導

ア 福岡県火薬類保安協会の各支部単位の緊急出動体制、各支部の応援協力体制の充実強化を図る。

イ 震災に起因する火災類事故が発生した場合に住民の安全確保のため、市、消防署、警察署、火災類保安協会、報道機関等と密接な連携のもと、広報活動、避難誘導等の情報伝達体制の整備強化を図る。

### 3 高圧ガス

県及び高圧ガス施設の所有者等は、震災に起因する高圧ガス事故の抑止に努める。

#### (1) 高圧ガス事業者が実施する対策

ア 高圧ガス設備の架台、支持脚等を補強する。

イ 消火設備、緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等の保安設備を重点に日常点検業務を強化し、正常な機能を常に確保するとともに、感震器連動遮断装置、可とう性配管の設置等、設備の耐震性の強化を図り、安全対策を推進する。

ウ 多数の容器を取扱う施設は、ホームのブロック化、ロープ掛等により容器の転倒・転落防止を図るとともに、二段積みを避ける。

#### (2) 規制及び指導等

ア 高圧ガス製造施設等の耐震性の強化、安全確保について、必要に応じて感震器連動緊急遮断装置の設置等の改善、移転等の指導、助言を行い耐震性、安全確保の向上を促進する。

イ 震災に起因する高圧ガス事故が発生した場合に、高圧ガス防災協議会や高圧ガス関係保安団体等が速やかに対応できるよう、消防署、警察署、高圧ガス防災協議会等関係機関と緊密な連携のもと、地域防災体制の充実強化を図る。

ウ 震災に起因する高圧ガス事故が発生した場合の住民の安全確保のため、市、消防署、警察署、高圧ガス防災協議会、報道機関等と緊密な連携のもと、広報活動、避難誘導等の情報伝達体制の整備強化を図る。

### 4 毒物・劇物

毒物又は劇物を取り扱う者は、毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)により、これらを飛散、漏洩等させないように措置を講じなければならないとされている。

県は、地震に起因する毒劇物流出等を防ぐため、毒劇物の製造所、販売所、メッキ工場等業務上毒劇物を取り扱う施設などの把握に努めるとともに、毒劇物の管理の徹底等の指導を行う。

### 5 放射性物質

放射性同位元素等取扱施設等の管理者は、地震に起因する放射性同位元素等の漏洩等のおそれが生じた場合、円滑な対応がとれるよう、あらかじめ市、消防機関、警察、国等に対する通報連絡体制を整備する。

## 第7節 救出救助体制の整備

震災時においては、倒壊家屋等の下敷きとなり生き埋めとなった者等の人命の救出救助が優先されなければならない。そのため、平常時から救出救助体制について検討し、救出用資機材の整備を図る。

### 第1 救出救助体制の整備

所管部署：地域支援課、消防本部

#### 1 住民及び自主防災組織における救出救助体制の検討

地震発生直後における倒壊家屋等の生き埋め者の救出は、地域住民、自主防災組織に依頼すべき部分が極めて大きい。そのため、住民及び自主防災組織は、地震時における救出救助活動方法に習熟しておくとともに、必要な体制を検討しておく。

市は、住民及び自主防災組織が行うこれらの活動等を支援する。

#### 2 市及び消防機関における救出救助体制の整備

市及び消防機関は、地震時に円滑に救出救助体制が確立できるよう、平常時から救出隊の編成方法等救出救助体制の整備を行う。

### 第2 救出用資機材等の整備

所管部署：地域支援課、道路・水路課、消防本部

市及び消防機関は、多数の発生が予想される救出事案に迅速・的確に対処するため、救出用資機材等を計画的に整備する。また、重機等については建設業者の所有する機材を借り上げる等協力体制を整備する。

### 第3 消防団、自主防災組織、住民の救出活動能力向上のための教育、指導

所管部署：地域支援課、消防本部、消防団

市及び消防機関は、多数の救出事案発生に対して重要な役割を期待される消防団、自主防災組織、住民に対し、救出救助活動を効果的に実施するための教育指導を推進する。

### 第4 避難行動要支援者に対する救出救護体制の整備

所管部署：地域支援課、高齢者支援課、福祉事務所

市は、一人暮らしの高齢者や障害者等の避難行動要支援者に対する人命の安全確保を図るとともに、救護体制の充実を図る。

### 第5 医療機関との連携体制の整備

所管部署：地域支援課、消防本部、市立病院

市、県及び消防機関は、医療行為を行う医療機関と連携した救出救助を行うため、連携体制の整備を図る。

## 第8節 避難体制等整備計画

市は、関係機関と関連して、災害時に住民等の生命及び身体を守るため、安全・的確に避難行動・活動を行えるよう必要な体制を整備しておくとともに、避難地、避難路等の選定及び整備を行い、計画的避難対策の推進を図る。

### 第1 避難誘導體制の整備及び誘導方法への習熟

所管部署：地域支援課、高齢者支援課、福祉事務所

市は、市防災計画（風水害対策編）第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第4節「避難計画」に示す活動方法・内容に習熟するとともに、迅速な行動がとれるよう体制を整備しておく。

この場合、特に以下の点に留意する。

#### 1 避難誘導計画の作成と訓練

市は、災害発生時に、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、市防災計画等の中に避難誘導計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。

なお、避難計画の作成に当たっては、避難の長期化についても考慮するものとする。

- (1) 避難準備情報、避難勧告、避難指示等を行う基準、伝達方法
- (2) 避難勧告等に係る権限の代行順位
- (3) 避難場所及び避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (4) 避難場所及び避難所への経路及び誘導方法
- (5) 高齢者、障害者等の避難行動要支援者に配慮した避難支援体制

#### 2 避難行動要支援者に対する避難誘導體制の整備

##### (1) 避難支援計画（避難支援プラン）の策定

市は、高齢者、障害者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、国により示された「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成18年3月）や県作成の「災害時要援護者支援対策マニュアル」等を参考とし、避難行動要支援者の避難支援計画の策定に努める。

##### (2) 地域住民等の連携

市は、地域住民、自主防災組織や福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有等の避難誘導體制の整備に努めるものとする。なお、避難行動要支援者の情報の把握等については、市防災計画（風水害対策編）第2編「災害予防計画」第3章「効果的な応急活動のための事前対策」第11節「避難行動要支援者安全確保体制整備計画」第2「在宅者対策」による。

### 第2 避難場所・避難所の整備及び周知

所管部署：地域支援課、高齢者支援課、福祉事務所、都市対策課

#### 1 避難場所・避難所の整備・点検

##### (1) 整備・点検の留意点

市は、公園、公民館、学校等公共的施設等を対象に、対象者数や避難範囲、避難所までの経路や地形、避難時の安全性等にも留意しつつ、想定される地震の諸元に応じ



て、必要となる施設数や規模の避難場所・避難所をその管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定する。

市は、避難場所・避難所の整備・点検に際しては、以下の点を考慮する。

- ア アクセスが容易であること
- イ 住民等が良く知っている施設等であること、
- ウ 危険物施設等が近くにないこと
- エ 浸水等の被害のおそれのない場所であること
- オ 施設（耐震性がある）及び避難経路が安全であること
- カ 人員・物資の輸送用車両が直接乗り入れられるよう、十分な幅員の道路に接していること
- キ 給食施設の有無（給食施設があれば、自律的な避難所運営が可能）
- ク 冷暖房設備の有無、バリアフリー化（物理的障壁の除去）の状況

## (2) 福祉避難所の指定

市は、要配慮者（社会福祉施設等に緊急入所する者を除く）が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を指定しておくものとする。

## 2 避難場所・避難所の機能の整備

### (1) 連絡手段の整備

市は、災害対策本部と避難場所・避難所との間の連絡手段を確保するため、通信機器等の連絡手段の整備に努める。

### (2) 施設等の整備

市は、避難場所・避難所における貯水槽、仮設トイレ、マット等のほか、避難行動要支援者にも配慮したバリアフリー化され、男女の特性に応じた施設等の整備に努める。

### (3) 避難所の管理・運営体制整備

ア 避難所の管理責任者をあらかじめ定めるとともに、確実な避難所開設を行えるよう複数箇所での鍵管理体制の整備に努める。

イ 避難所の運営に必要な事項については、性別及び年齢等に配慮したマニュアル等を作成する。

### (4) 地域の防災拠点としての施設の整備・拡大

市は、現在指定している避難所のみでは避難者の収容能力が不足しているため、安全性を考慮した場所に、広域の避難者を受入れできる新たな防災拠点としての機能を有する施設を整備する。

## 3 避難場所・避難所等の住民への周知

阪神・淡路大震災では、地震後、自分の地域の避難場所・避難所を問い合わせる電話が市に殺到し、職員がその対応に追われ、情報連絡に支障をきたしたといわれている。そのため、市は、避難場所・避難所等について平常時から以下の方法で周知徹底を努める。

- (1) 市の広報紙、インターネットによる周知
- (2) 防災訓練による周知
- (3) 防災啓発パンフレット等の作成、配布による周知
- (4) 自主防災組織等を通じた周知

### 第3 学校、病院等における避難計画

所管部署：関係各課

学校、社会福祉施設、病院、大規模集客施設等の施設の管理者は、消防法に基づき作成する消防計画等に、以下の事項に留意した避難に関する計画を作成するなどして、避難対策の万全を図る。

#### 1 学校等の避難計画

学校等においては、多数の生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、それぞれの地域の特性を考慮した上で、次の事項等に留意して学校等の実態に即した適切な避難対策を図る。

- (1) 避難実施責任者、避難誘導責任者及び補助者の指定
- (2) 避難場所の選定、収容施設の確保
- (3) 避難誘導の要領
  - ア 避難者の優先順位
  - イ 避難場所、経路及びその指示伝達方法
  - ウ 避難者の確認方法
- (4) 生徒等の保護者への連絡及び引渡方法
- (5) 防災情報の入手方法
- (6) 市・県への連絡方法

#### 2 社会福祉施設等における避難計画

社会福祉施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮するとともに、避難対象者の活動能力等についても十分配慮し、次の事項等に留意して施設等の実態に即した適切な避難対策を図る。

- (1) 避難実施責任者、避難誘導責任者及び補助者の指定
- (2) 避難場所の選定、収容施設の確保
- (3) 避難誘導の要領
  - ア 避難者の優先順位
  - イ 避難所（他の社会福祉施設含む）及び避難経路の設定並びに収容方法（自動車の活用による搬出等）及びその指示伝達方法
  - ウ 避難者の確認方法
- (4) 家族等への連絡方法
- (5) 防災情報の入手方法
- (6) 市・県への連絡方法

#### 3 病院における避難計画

病院においては、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合を想定し、被災時における病院施設内の保健、衛生の確保、入院患者の移送先施設の確保、転送を要する患者の臨時収容場所、搬送のための連絡方法と手段、病状の程度に応じた移送方法、搬送車両の確保及び通院患者に対する病院周辺の安全な避難場所及び避難所についての周知方法を定めるなど、適切な避難対策を図る。

#### 4 大規模集客施設等の避難計画

大規模小売店舗、ホテル、旅館等の不特定多数の人が出入りする施設の設置者又は管理者は、それぞれの地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上で、避難場所、経路、

誘導及び指示伝達の方法を定めるなど、適切な避難対策を図る。

## 第9節 交通・輸送体制整備計画

市防災計画（風水害対策編）第2編「災害予防計画」第3章「効果的な応急活動のための事前対策」第9節「交通・輸送体制整備計画」に準ずる。

## 第10節 医療救護体制整備計画

市防災計画（風水害対策編）第2編「災害予防計画」第3章「効果的な応急活動のための事前対策」第10節「医療救護体制整備計画」に準ずる。

## 第11節 避難行動要支援者安全確保体制整備計画

市防災計画（風水害対策編）第2編「災害予防計画」第3章「効果的な応急活動のための事前対策」第11節「避難行動要支援者安全確保体制整備計画」に準ずる。

## 第12節 災害ボランティアの活動環境等整備計画

市防災計画（風水害対策編）第2編「災害予防計画」第3章「効果的な応急活動のための事前対策」第12節「災害ボランティアの活動環境等整備計画」に準ずる。

## 第13節 災害備蓄物資等整備・供給計画

市防災計画（風水害対策編）第2編「災害予防計画」第3章「効果的な応急活動のための事前対策」第13節「災害備蓄物資等整備・供給計画」に準ずる。

## 第14節 住宅の確保体制整備計画

市防災計画（風水害対策編）第2編「災害予防計画」第3章「効果的な応急活動のための事前対策」第14節「住宅の確保体制整備計画」に準ずる。

## 第15節 保健衛生・防疫体制整備計画

市防災計画（風水害対策編）第2編「災害予防計画」第3章「効果的な応急活動のための事前対策」第15節「保健衛生・防疫体制整備計画」に準ずる。

## 第16節 ごみ・し尿・がれき処理体制整備計画

市防災計画（風水害対策編）第2編「災害予防計画」第3章「効果的な応急活動のための事前対策」第16節「ごみ・し尿・がれき処理体制整備計画」に準ずる。



## 第3編 災害応急対策計画

# 第1章 活動体制の確立

## 第1節 組織動員計画

所管部署：各課各班

### 第1 主旨

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、応急対策を迅速かつ的確に推進するため、必要な職員を配備し、その活動体制を確立することを定める。

災害対策活動においては、発生した災害に対して特別の組織を編成する。各職員は、各自の役割を十分に理解するとともに、災害対策活動全体の流れについてもその概要を熟知しておく。

- 災害対策本部設置基準について全職員が認識する。
- 意思決定者不在の時の対応を明確にし、速やかに実施する。
- 災害対策本部が庁舎内に設置できない場合の代替設置を的確に行う。

#### 1 関係法律との関係

基本法第10条に定められたとおり、他の法律に特別の定めがある場合を除き、当該法律に基づいて処理するものとする。なお、災害応急対策を総合的かつ計画的に処理するため、この計画に基づいてその運用を図る。

#### 2 相互協力

基本法第5条（市町村の責務）、第6条（指定公共機関及び指定地方公共機関の責務）、第7条（住民等の責務）及び第54条（発見者の通報義務等）の規定を通じて相互に協力する責務がある。

この計画の運用に当たっても、関係機関はもとより公共的団体及び住民個人を含め相互協力の下に処理するものとし、関係機関及び関係者は確実に各々に課せられた責務を果たすこととする。

## 第2 配備体制

### 1 配備体制の設置基準

災害警戒本部及び災害対策本部は、災害種別に下記の基準によって設置する。

#### ■配備基準

本部	配備体の区分	配備基準	配備職員
災害警戒本部	第1配備 (準備体制)	市内に震度4の地震が発生したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害警戒本部員</li> <li>・地域支援課担当職員</li> <li>・道路・水路課担当職員</li> <li>・消防職員</li> <li>・上下水道班</li> <li>・広報・情報班</li> <li>・救護班・要援護者支援班</li> </ul>
災害警戒本部 または 災害対策本部	第2配備 (警戒体制) または 第3配備 (救助体制)	市内に震度5弱の地震が発生したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>(第2配備)</li> <li>・災害警戒本部員</li> <li>・地域支援課担当職員</li> <li>・道路・水路課担当職員</li> <li>・消防職員</li> <li>・上下水道班</li> <li>・広報・情報班</li> <li>・救護班・要援護者支援班</li> <li>(第3配備)</li> <li>・所属職員の約半数</li> </ul>
災害対策本部	第4配備 (非常体制)	市内に震度5強の地震が発生したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所属職員全員</li> </ul>

### 2 災害警戒本部の組織基準

市長は、災害対策本部までには至らないが、災害の発生が予測される場合は「災害警戒本部」を設置する。

#### 【組織】

副市長（本部長）

部長全員（総務部長：副本部長）

総務広報課長      地域支援課長      会計契約課長      道路・水路課長

福祉事務所長      上下水道課長      学校教育課長      農政課長

健康づくり課長      子育て支援課長      高齢者支援課長      都市対策課長

消防本部警防課長      市職労

本部長が必要と認める職員

※その他本部員は、必要により所要の職員を伴って会議に出席することができる。

### 3 災害警戒本部の廃止基準

災害警戒本部は、災害対策本部が設置されたとき、又は災害警戒本部長（副市長）が予想された災害が発生しないと判断したとき廃止する。

### 4 災害警戒本部の所掌事務

災害警戒本部は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 各種被害情報の収集
- (2) 庁内、避難所及び道路の安全確認等
- (3) 災害対策本部の設置の準備
- (4) その他初期の応急対策の活動の調整

### 第3 災害対策本部

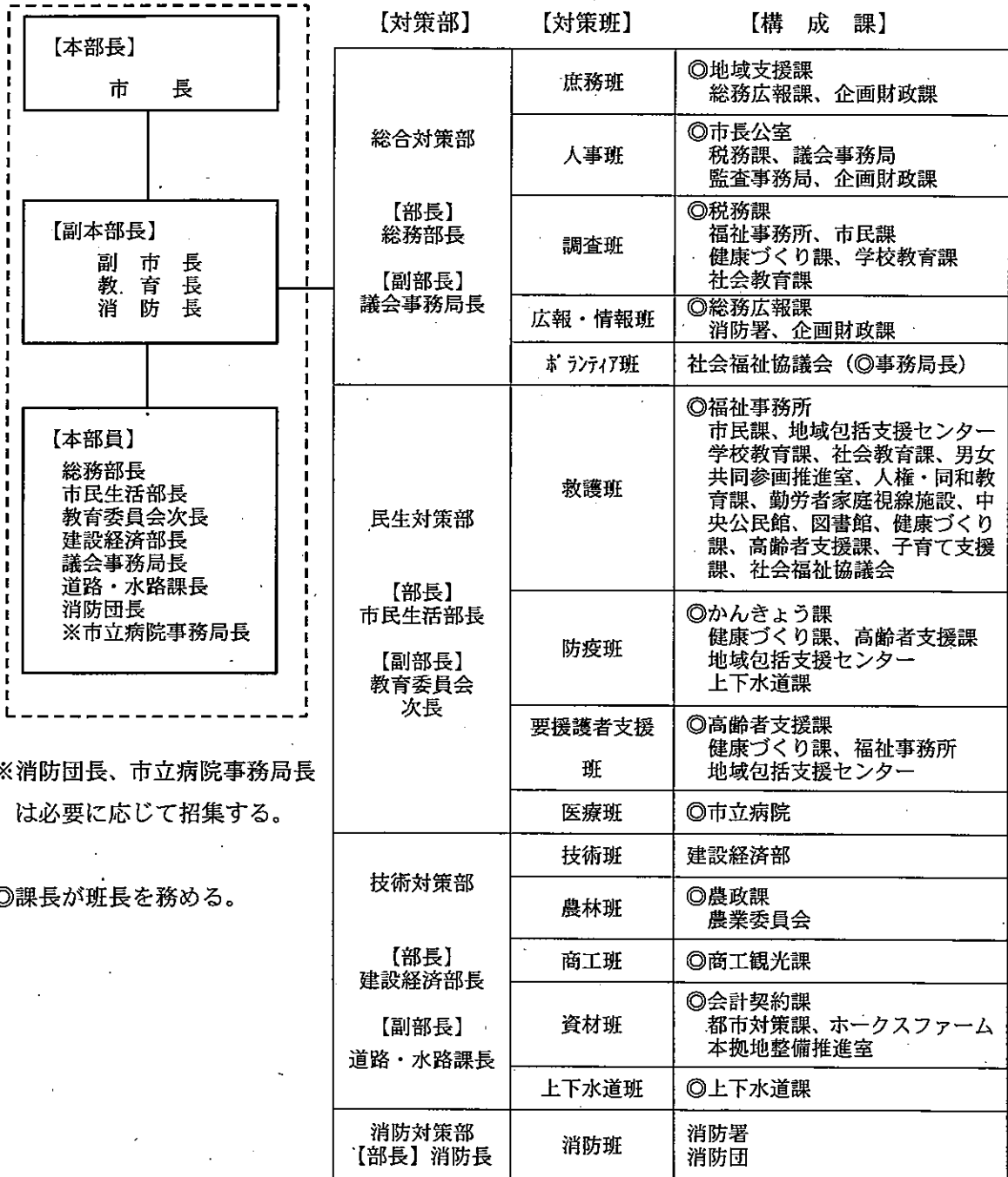
#### 1 災害対策本部の組織構成

災害対策本部の組織は、次のとおりとする。

なお、災害対策本部総括責任者は、市長とする。市長が不在の場合は、副市長、総務部長、地域支援課長の順に代行する。

サンコア2階会議室を基本とするが、サンコアが被災を受けた場合は、本庁舎2階応接室及び消防本部3階会議室に設置する。

■筑後市災害対策本部組織構成図



※消防団長、市立病院事務局長は必要に応じて招集する。

◎課長が班長を務める。



## 2 災害対策本部の廃止基準

本部長は、災害の危険がなくなったとき、又は災害発生後における応急措置がおおむね完了したときは、災害対策本部を廃止する。

## 第4 災害対策本部設置通知

災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を次のとおり通知及び公表する。

通知及び公表先	通知及び公表方法	責任者
市対策部各班 一般市民	庁内放送、メール、NTT電話 報道機関、ちくごコミュニティ無線 ホームページ	広報・情報班
福岡県	総合情報通信ネットワークシステム、 NTT電話、FAX	
報道機関	口頭、文書、NTT電話、FAX	
警察署	NTT電話等	

## 第5 災害対策本部の運営

次の手順により、災害対策本部の設置準備を行う。

- 1 庁舎の被害状況（建物、室内、電気、通信機器等）の把握、火気・危険物の点検を行う。  
（通信機器 ⇒ 総合情報通信ネットワークシステム、ちくごコミュニティ無線、電話、FAX）
- 2 来庁者及び職員等の安全を確認し、来庁者を避難所等安全な場所へ誘導する。
- 3 停電の場合には、自家用発電機による通信機器、本部室等最低限の機能確保を行う。
- 4 本部長の判断の下、災害対策本部（場所：サンコア2階会議室）の設営に入る。
- 5 福岡県との通信手段を確保し、災害対策本部の設置を報告する。

福岡県総務部防災危機管理局 消防防災指導課	TEL (092) 643-3111
	FAX (092) 643-3118、(092) 643-3117
	県防災行政無線番号 78-700-7022
	県防災FAX番号 78-700-7390

- 6 本部室にテレビ、ラジオを準備し、報道機関からの情報確保の体制をとる。
- 7 本部室に市内の地図、広域地図、災害状況掲示板等を準備する。
- 8 住民への避難情報の周知体制をとる。
- 9 応急対策に従事する者の食糧の調達及び宿泊場所の確保を行う。

## 第6 地域の各組織との連携

災害対策本部の設置がなされた際、職員は、全力をもって災害応急対策活動を遂行する。しかし、状況によっては、職員だけでの人力（マンパワー）では、対策に不備不足が生じる場合がある。その場合、対策本部と地域ごとの各組織とが、次の事項等に対して密接な連携をとり、適切な応急対策活動の実施に努める。

- 1 被害発生初期における被害状況の把握、連絡及び救出
- 2 火災発生時における初期消火活動
- 3 避難勧告・指示等による避難の際の避難誘導、避難者確認
- 4 避難行動要支援者の保護、安全確保及び生活支援
- 5 避難所の運営
- 6 その他必要な活動

## 第7 事務分掌

## 【 総合対策部 】

班名	班長	所掌事務	班所属
庶務班	地域支援課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本部会議に関する事。</li> <li>2. 県本部及び地方本部との連絡調整並びに各機関との連絡調整に関する事。</li> <li>3. 各対策部の連絡調整に関する事。</li> <li>4. 各種情報の収集に関する事。</li> <li>5. 本部庶務に関する事。</li> <li>6. その他、他の部に属さない事。</li> </ol>	地域支援課 総務広報課 企画財政課
人事班	市長公室長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 職員の非常召集及び解除に関する事。</li> <li>2. 動員職員の調整に関する事。</li> <li>3. 職員の罹災に関する事。</li> <li>4. 他市町村職員の応援要請に関する事。</li> <li>5. 業務継続計画に関する事</li> <li>6. その他、人事に関する事。</li> </ol>	市長公室 税務課 議会事務局 監査事務局 企画財政課
調査班	税務課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 人的及び家屋的被害の調査に関する事。</li> <li>2. 学校及び社会教育施設、文化財の被害調査に関する事。</li> <li>3. その他、調査に関する事。</li> </ol>	税務課 福祉事務所 市民課 健康づくり課 学校教育課 社会教育課
広報・情報班	総務広報課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害情報の広報に関する事。</li> <li>2. 避難勧告又は指示の伝達に関する事。</li> <li>3. 災害記録写真等の取材整理に関する事。</li> <li>4. 報道関係との情報交換に関する事。</li> </ol>	総務広報課 消防署 企画財政課
ボランティア班	社会福祉協議会事務局長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ボランティアに関する事。</li> </ol>	社会福祉協議会

## 【 民生対策部 】

班名	班長	所掌事務	班所属
救護班	福祉事務所長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 避難所の設置及び管理運営に関すること。</li> <li>2. 義援金品及び見舞品等に関すること。</li> <li>3. 日赤奉仕団、婦人会等諸団体の援助協力に関すること。</li> <li>4. その他災害救助法に関すること。</li> </ol>	福祉事務所 市民課 地域包括支援センター 学校教育課 社会教育課 男女共同参画推進室 人権・同和教育課 勤労者家庭支援施設
	学校教育課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 炊き出し給食に関すること。</li> </ol>	中央公民館 図書館 健康づくり課 高齢者支援課 子育て支援課 社会福祉協議会
防疫班	かんきょう課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害時の防疫に関すること。</li> <li>2. 廃棄物及びし尿の収集処理に関すること。</li> <li>3. 応急給水（水道班）の補助に関すること。</li> </ol>	健康づくり課 高齢者支援課 地域包括支援センター かんきょう課 上下水道課
要援護者支援班	高齢者支援課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 要援護者の支援に関すること。</li> </ol>	高齢者支援課 健康づくり課 福祉事務所 地域包括支援センター
医療班	※ 市立病院事務局長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 救急班の編成に関すること。</li> <li>2. 応急医療救護に関すること。</li> <li>3. 医療機関、団体との連絡調整に関すること。</li> <li>4. 医療救護用資機材及び緊急医薬品の確保に関すること。</li> </ol>	市立病院

※ 市立病院については、独立行政法人化に伴い協力体制をとることとする。

## 【 技術対策部 】

班 名	班 長	所掌事務	班所属
技 術 班	道路・水路 課 長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 公共土木施設の災害応急対策に関する事。</li> <li>2. 公共土木施設の被害調査に関する事。</li> <li>3. 道路、河川及び橋梁等の応急修理並びにその他の緊急措置に関する事。</li> <li>4. 水防作業の指導及び実施に関する事。</li> <li>5. 建設関係団体との連絡調整に関する事。</li> <li>6. 緊急道路及び幹線道路の確保に関する事。</li> <li>7. 応急仮設住宅に関する事。</li> </ol>	建設経済部
農 林 班	農政課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 農作物、農地及び農業用施設の被害調査に関する事。</li> <li>2. 農業施設の応急復旧に関する事。</li> <li>3. 家畜伝染病予防及び防疫に関する事。</li> <li>4. 農業団体との連絡調整に関する事。</li> <li>5. 農業関係復旧事業及び融資に関する事。</li> </ol>	農 政 課 農業委員会
商 工 班	商工観光 課 長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 商工業及び観光施設の被害調査に関する事。</li> <li>2. 災害応急復旧資金融資に関する事。</li> <li>3. 商工団体との連絡調整に関する事。</li> <li>4. 生活必需物資の確保、配分及び斡旋に関する事。</li> </ol>	商工観光課
資 材 班	会計契約 課 長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害時における車輛の確保及び配車に関する事。</li> <li>2. 被災者等の輸送に関する事。</li> <li>3. 復旧資材及び応急仮設住宅の調達に関する事。</li> <li>4. 市有地及び市有建物の被害調査及び災害応急対策に関する事。</li> <li>5. 対策本部の活動に伴う、物品の出納及び管理並びに食糧調達に関する事。</li> <li>6. 被災者への支援物資に関する事。</li> </ol>	会計契約課 都市対策課 ホークスファーム本拠地 整備推進室
上下水道班	上下水道 課 長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 上下水道施設の応急復旧に関する事。</li> <li>2. 上下水道施設の被害調査に関する事。</li> <li>3. 応急給水に関する事。</li> <li>4. 管工事団体との連絡調整に関する事。</li> </ol>	上下水道課

## 【 消防対策部 】

班名	班長	所掌事務	班所属
消防班	警防課長	1. 気象、地震及び水火災情報に関すること。	消防署
		2. 災害時における通信に関すること。	
		3. 消防団、水防団の出動に関すること。	
		4. 災害時における避難誘導救出に関すること。	
		5. 行方不明者の調査に関すること。	
		6. 危険物等の処理及び措置に関すること。	消防団
		7. 被災地の整理及び秩序維持に関すること。	
		8. 災害対策訓練の指導に関すること。	
		9. 河川の巡視、警戒に関すること。	

## 備考

災害の規模及び推移に応じて、各部（班）は、相互に応援協力をはかり、迅速かつ適正に対処するものとする。※緊急、甚大な災害の際は、部（班）にかかわらず必要な班に重点配備する。

## 第8 職員の服務

- 1 すべての職員は、災害対策本部が設置された場合は次の事項を遵守する。
  - (1) 常に災害に関する情報、本部等の指示に注意すること。
  - (2) 不急の行事、会議、出張等を中止すること。
  - (3) 勤務場所を離れる場合には、上司と連絡を取り、常に所在を明らかにすること。
  - (4) 自らの言動で市民に不安、誤解を与えないように留意すること。
- 2 参集時には、次の事項を遵守する。
  - (1) 職員は、定められた災害時における配備体制の任務を十分習熟しておくこと。
  - (2) 職員は、作業服で参集すること。
  - (3) 参集途上においては、被害状況等をできる限り把握し、登庁した後直ちにその内容を本部に報告すること。

## 第9 動員配備の伝達

## 1 勤務時間内

勤務時間内において、配備に該当する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、地域支援課が庁内メール等の手段を用いて動員の体制区分を連絡する。

## 2 休日又は退庁後等勤務時間外

勤務時間外において、動員体制をとる場合は、配備職員の区分に基づき職員へ指示を行う。なお、職員は通信手段が途絶された場合でも、甚大な被害を覚知した際には自らの判断で参集する。

## 第2節 自衛隊災害派遣要請計画

市防災計画（風水害対策編）第3編「災害応急対策計画」第1章「活動体制の確立」第2節「自衛隊災害派遣要請計画」に準ずる。

## 第3節 応援要請計画

市防災計画（風水害対策編）第3編「災害応急対策計画」第1章「活動体制の確立」第3節「応援要請計画」に準ずる。

## 第4節 救助法適用計画

市防災計画（風水害対策編）第3編「災害応急対策計画」第1章「活動体制の確立」第4節「救助法適用計画」に準ずる。

## 第5節 要員確保計画

市防災計画（風水害対策編）第3編「災害応急対策計画」第1章「活動体制の確立」第5節「要員確保計画」に準ずる。

## 第6節 災害ボランティアの受入れ・支援計画

市防災計画（風水害対策編）第3編「災害応急対策計画」第1章「活動体制の確立」第6節「災害ボランティアの受入れ・支援計画」に準ずる。

## 第2章 市民等の防災力の向上

### 第1節 地震情報等の伝達と対処

所管部署：庶務班

地震が発生した場合、地震情報（震度、震源、マグニチュード、余震の状況等）は、防災関係機関が効果的に応急対策を実施する上で不可欠である。このため、予報等の受領伝達を迅速・確実に実施する。

#### 第1 地震に関する情報の種類

- 震度速報
- 地震情報
- 津波情報
- 各地の震度に関する情報

#### 第2 地震に関する情報の発表及び伝達

##### 1 地震に関する情報の内容と伝達方法

地震及び津波に関する情報とは、九州・山口県内の有感地震、局地的に群発する地震などが発生したときに発表するもので、その種類は次のとおりである。

- (1) 震度速報
 

担当する観測区域内（九州・山口県内）において、大きな地震が発生したときに防災のための立ち上がり情報として、震度3以上の地域名と地震の発生時刻を発表する。
- (2) 震源に関する情報
 

地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に加え、「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」を発表する。
- (3) 震源・震度に関する情報
 

地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表する。なお、震度5弱以上と考えられる地域で震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。
- (4) 各地の震度に関する情報
 

震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。
- (5) 地震回数に関する情報
 

地震が発生した場合、震度1以上を観測した地震の回数を発表する。



## 2 緊急地震速報

緊急地震速報とは、地震の震源に近い観測点でとらえた地震波形により震源、地震の規模（マグニチュード）、震度を解析し、地震による強い揺れが迫っていることを伝える地震情報である。

緊急地震速報（警報）は、検知した地震波の解析により震度5弱以上が推定された場合に発表し、その内容は震度4以上の強い揺れが推定された地域名で発表される。

ただし、緊急地震速報には、次のとおり注意が必要である。

- (1) 震源に近い地域では、緊急地震速報が強い揺れに間に合わない。
- (2) 予測する震度は±1階級程度の誤差を含んでいる。
- (3) 警報を早いタイミングで発表できない場合がある。

緊急地震速報を有効に利用するためには、情報の有効性や限界などを理解しておくと同時に、日頃から短時間に待避行動が行えるよう訓練をしておく必要がある。

## 第3 異常現象発見時の通報（基本法第54条関連）

- 1 地震及び津波に関する異常な現象を発見した者は、遅滞なく、その旨を市長又は警察官等に通報しなければならない。
- 2 通報を受けた警察官等は、その旨を速やかに市長に通報しなければならない。
- 3 通報を受けた市長は、福岡管区気象台及び県消防防災指導課その他関係機関に通報しなければならない。
- 4 異常現象とは、おおむね次にあげる自然現象をいう。
  - (1) 地震に関する事項 群発地震……数日間以上にわたり頻繁に感ずるような地震
  - (2) その他に関する事項  
通報を要すると判断される上記以外の異常な現象

### 5 異常現象通報先機関名及び電話番号一覧表

通報先機関名	電話番号	備考
・福岡管区気象台	(092)725-3609	地震火山課
・県消防防災指導課	(092)643-3113	夜間退庁時災害連絡用
・県警察本部	(092)641-4141	内線：5722 5723(警備課) FAX：5729 夜間 5505

## 第2節 被害情報等収集伝達計画

地震が発生した場合、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は、効果的に応急対策を実施する上で不可欠である。このため、関係機関は、被害情報等の収集・連絡を迅速に行うこととする。この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段を用いて収集伝達し、被害規模の早期把握を行うものとする。

### 第1 被害情報の収集と被害規模の早期把握

所管部署：庶務班

大規模地震が発生した場合、市・県の活動体制の規模、広域応援要請、自衛隊派遣要請の必要性とその規模及び救助法の適用の必要性等を早期に判断する必要があるが、そのためには、早い段階で被害規模を把握することが重要である。

#### 1 被害中心地及び被害規模の推定

市及び県は、災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための、関連情報の収集に当たる。

また、自衛隊（震度5弱以上の場合）、警察等が実施するヘリによる上空からの情報の収集、あるいは、必要に応じ画像情報の利用による被害規模の把握を行うものとする。

#### 2 地震発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

市は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、津波の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。また、災害情報の収集に当たっては、警察署と緊密に連絡する。

#### 3 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

#### 4 災害医療情報の確保

災害医療情報の収集に当たっては、県救急医療情報センター等と緊密に連絡を図る。

#### 5 県、国への報告等

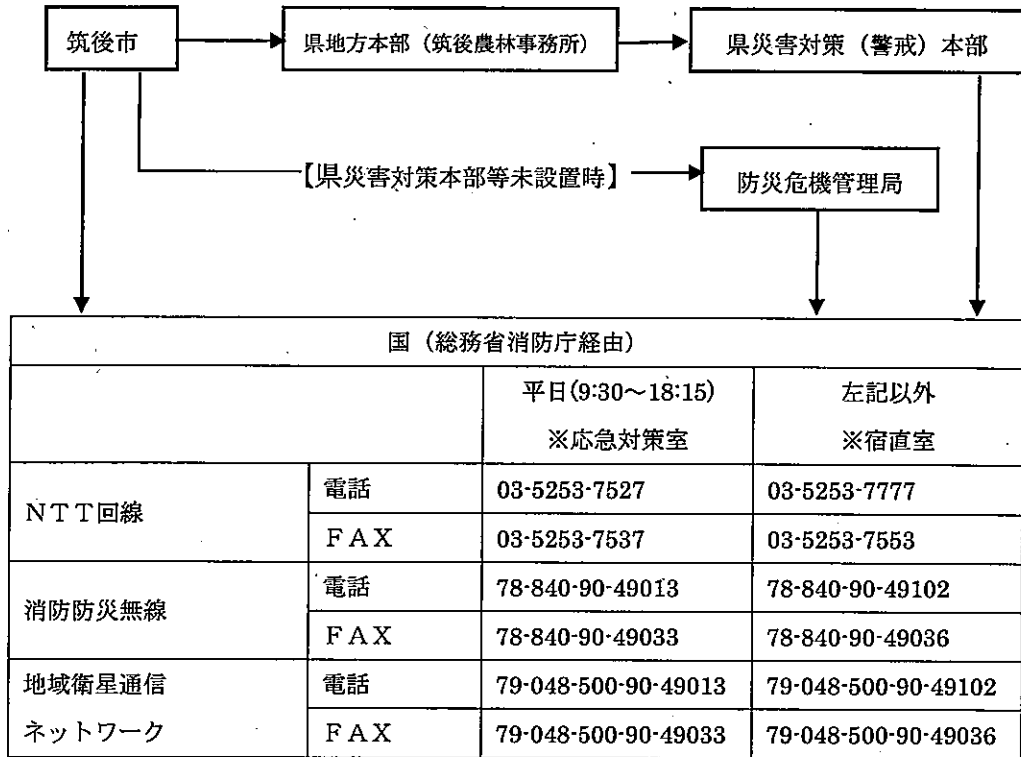
- (1) 市は、被害状況の報告基準、方法等については、福岡県災害調査報告実施要綱の定めるところにより行い、県に被害状況等の報告ができない場合には、消防庁（応急対策室）に直接報告を行うほか、119番通報が殺到した場合には、市から県に加えて直接消防庁（応急対策室）にも行うものとする。

- (2) 「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・災害等を覚知したときは、第一報を県に対してだけでなく、消防庁に対しても、原則として、覚知後可能な限り早く、分かる範囲で報告する。

第2 県災害対策本部並びに関係機関の情報収集伝達経路

所管部署：庶務班

市から県、国への被害状況（即報・確定）報告系統図



第3 通信計画

所管部署：庶務班

1 災害発生直後の対応

災害発生直後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。このため、必要に応じ、市及び県は、災害発生直後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに支障が生じた施設の復旧を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。

また、直ちに総務省に連絡し、通信の確保に必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

2 災害時における通信連絡

(1) 防災行政無線の活用

市、県、消防本部及び県出先機関等が、災害応急対策活動を迅速かつ的確に実施するため相互に通信連絡を行う場合は、県防災・行政情報通信ネットワークを活用する。市から県への被害情報の収集処理は、防災情報システムを活用する。

ア 県防災行政無線

県、市町村、消防本部、県出先機関等が、災害応急対策活動を迅速かつ的確に実施するため相互に通信連絡を行う場合は、福岡県防災・行政情報通信ネットワークを活用する。

イ 消防庁消防防災無線

災害時において総務省消防庁や他県との連絡手段に活用する。

(2) 被災地特設公衆電話の設置

救助法が適用された場合等には避難場所に、被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

(3) 公衆電気通信設備の利用

災害時において加入電話が輻輳し、通話が不能又は困難な場合で応急対策等のため必要がある時は、非常電話、非常電報が利用できる。

県（本庁）が承認を受けた非常・緊急通話取扱い電話番号は次のとおりである。

【福岡県庁非常・緊急通話電話番号】（市外局番：092）

電話番号	関係部署	電話番号	関係部署
641-4734	総務部防災危機管理局	622-6394	福祉労働部福祉総務課
		622-1404	商工部商工政策課
643-3986	福岡県災害対策本部	641-4665	農林水産部農林水産政策課
643-3987		622-5108	県土整備部河川課
643-3988		622-5107	” 道路維持課
643-3989		651-6599	” 砂防課
643-3990		622-0618	建築都市部建築都市総務課
622-1907	総務部県民情報広報課	643-3772	会計管理局会計課
641-6657	企画・地域振興部総合政策課		
622-6393	” 市町村支援課		

## 第3節 広報・広聴計画

この計画では、災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合に民心を安定させ社会秩序の維持を図るために、本市の広報車、ちくごコミュニティ無線等を利用するだけでなく、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関の協力を得て、市民に対して避難に関する情報、被害の状況、災害応急対策等の必要な情報を迅速かつ正確に広報することを定める。

なお、広報の際は、高齢者、障害者、外国人等の災害時要援護者に対しても情報を正確に伝達できるよう配慮するものとする。

### 第1 被害情報の収集

所管部署：庶務班、広報・情報班

- 1 市域の被害状況等の収集は、各班が行い庶務班に連絡する。
- 2 市民に対する広報は、広報・情報班が担当する。
- 3 災害現地の状況は、写真等により情報収集する。

### 第2 広報の方法

所管部署：広報・情報班

災害対策本部は、下記のような媒体を活用し、多様な手段で市民に対して広報を行う。

- 1 ちくごコミュニティ無線
- 2 報道機関
- 3 広報車等市内巡回
- 4 行政区長・自主防災組織等への電話連絡
- 5 携帯電話緊急速報メール
- 6 インターネットのホームページ

### 第3 市が実施する広報の内容

所管部署：広報・情報班

市における広報は、県に準じて行う。地震に関する情報のみならず、被災状況・応急対策の実施状況・住民のとるべき措置等について積極的に広報することとする。

各機関は、広報事項の内容については確実な責任機関から入手するとともに、広報の実施機関名等を記して広報することとする。広報を必要とする内容は、おおむね次のようなものが考えられるが、被災者等のニーズに応じた多様な内容を提供するよう努めることとする。

- (1) 発生した地震に関する観測情報
- (2) 余震等、地震の発生に関する今後の見通し
- (3) 被災状況と応急措置の状況
- (4) 避難の必要性の有無
- (5) 道路の状況
  - ア 交通規制及び各種輸送機関の通行状況
  - イ 道路損壊等による交通規制

- (6) ライフラインの状況
- (7) 地震発生時におけるガス安全使用
- (8) 医療機関の状況
- (9) 防疫活動の実施状況
- (10) 食糧、生活必需品の供給状況
- (11) その他住民や事業所のとるべき措置
  - ア 火災・危険物施設等に対する対応
  - イ 電話・交通機関等の利用制約
  - ウ 食糧・生活必需品の確保
- (12) 余震対策に関する情報
- (13) 流言飛語の防止に関する情報

なお、広報内容については、以下のものについても配慮するものとする。

- (1) 避難勧告・指示等に関すること
- (2) 災害時における住民の心がまえ
- (3) 自主防災組織等に対する活動実施要請に関すること
- (4) 安否情報に関すること
- (5) 避難所の設置に関する事項
- (6) 応急仮設住宅の供与に関すること
- (7) 炊き出しその他による食品の供与に関すること
- (8) 飲料水の供給に関すること
- (9) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与に関すること

#### 第4 広聴活動

所管部署：各班

市は、住民からの要望事項については、直ちに所管課又は関係機関に連絡し、迅速かつ適切な処理がなされるよう努める。

#### 第5 放送の要請

所管部署：広報・情報班

##### 1 災害時における放送要請

市は、緊急を要する場合で、利用できるすべての通信の機能が麻痺したとき、又は普通の通信方法では間に合わないときは、「災害時における放送要請に関する協定」で定めた手続により、県を通じて放送局に放送を要請することとする。

なお、広報活動に当たっては災害時要援護者に配慮した広報の実施に努めるものとする。

##### 2 緊急警報放送の要請

県は、市からの依頼に基づき緊急に市民に周知する必要があると認めるときは、NHK福岡放送局に対して、災害対策基本法第57条に基づき無線局運用規則第138条の2に定める緊急警報信号を使用した放送を要請することとする。ただし、緊急やむお得不い事情

があるときは、市から直接要請できる。

【市から県（窓口：消防防災指導課）への要請】

勤務時間内	勤務時間外
1. 県防災行政無線電話（発信番号 78-） 700-7022（防災指導係） 700-7023（消防係） 700-7500（災害対策本部、設置時のみ）	1. 県防災行政無線電話（発信番号 78-） 700-7027（宿直室） 700-7020～7025 （消防防災指導課事務室、宿直室対応可） 78-700-7500（災害対策本部、設置時のみ）
2. 一般加入電話 092-641-4734、092-643-3113 （防災指導係） 092-643-3986（災害本部、設置時のみ）	2. 一般加入電話 092-641-4734（宿直室切替） 092-643-3986（災害本部、設置時のみ）
備考 1. 一般加入電話は、市町村の孤立防止用無線電話からも接続できる。 2. <input type="text"/> 内の電話を優先されたい。	

【NHK福岡放送局への要請】

1. 一般加入ファックス 092-781-4270 092-771-8579（但し、この場合も別途電話連絡すること）
2. 県防災行政無線電話（発信番号 78-） 982-70
3. 一般加入電話 . 092-741-7557 092-741-4029

## 第4節 地震水防対策の実施

地震による河川堤防等の被害、河川増水に伴うはん濫等の水害危険が予想される。これを警戒し、防御し、被害を軽減するための水防体制の確立及び水防活動について定めるものとする。

### 第1 実施内容

所管部署：各班

市における水防組織、活動及び予警報の伝達等については、「市水防計画」の定めるところによる。

### 第2 応援協力関係

所管部署：庶務班

水防管理団体は、自らの水防活動の実施が困難な場合、他の水防管理団体、又は県に対し、必要とする要員及び資機材について応援を要請するものとする。

## 第5節 二次災害の防止

大規模な火災、危険物・毒劇物等の漏洩等の二次災害及び余震等に伴う二次災害に対する活動を定める。

### 第1 震災消防活動

所管部署：消防班

大規模地震の発生に伴い二次的に発生する多発火災による被害を軽減するため、消防機関等は、次により出火防止措置及び消防活動を実施する。

#### 1 出火防止、初期消火

火災による被害を防止又は軽減するため、住民、事業者、自主防災組織等は、地震発生直後の出火防止、初期消火を行い、また、各防災関係機関は、地震発生直後あらゆる方法により住民等に出火防止及び初期消火の徹底について呼びかける。

#### 2 消防活動

##### (1) 基本方針

地震による火災は、同時多発する 경우가多く、消防隊の絶対数が不足するとともに、消防車などの通行障害が発生するため、すべての災害に同時に対応することは極めて困難となることから、早期に応援要請の検討を行い、消防活動については、消防力の重点投入地区を選定し、また、延焼阻止線を設定するなど消防力の効率的運用を図る。



## (2) 危険物火災等に対する消防活動

## ア 特殊火災の消防活動

## (7) 危険物火災

大量の危険物による火災に際しては、発火性、引火性又は爆発性物品の種別数量に応じて、延焼危険度を考慮して、注水消火を行うほか注水禁忌物に対しては、化学消火、窒息消火、除却消火等の方法を講じ、かつ周辺部への延焼防止に当たる。

## (i) 放射線関係施設火災

放射線関係施設の火災に際しては、施設近辺の放射線による危険を防止することを第1条件として防衛活動に当たるものとし、当該施設の管理者の指示に従い危険区域を設定して、防護装備をした者以外の立入りを禁止し、注水消火を行う場合には、消火に使用した水の汚染度により危険を伴うものについては、安全地域に流出する措置を講ずる。

## イ 特殊地域の消防活動

木造建築物又は危険物施設等の密集地域で、延焼拡大性が極めて大きく、あるいは消防活動上悪条件を伴う危険区域においては、火災の状況に応じた延焼防止に努める。また、風向きの変化等による不測の事態に備える。

## 3 救急救助活動

震災時においては、広域的に多数の負傷者が発生することが予想されるため、消防機関は、医療機関、医師会、日本赤十字社福岡県支部、警察等関係機関と協力し、適切かつ迅速な救急救助活動を行う。

## 4 被災地域以外の市町等による応援

被災地域以外の市町は、被災市町からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。県は、必要に応じ消防庁、自衛隊等に応援のための措置を要請するものとする。

## 5 その他

具体的対策等については、市消防計画による。

## 第2 危険物・毒劇物取扱施設等の応急措置

所管部署：消防班

大規模な地震により、危険物、火薬、高圧ガス、放射性物質、毒劇物等の施設が損傷し、火災、爆発、流出等の災害が発生した場合は、従業員や周辺地域住民等に対して重大な被害を与えるおそれがある。これらの被害を最小限に止めるため、県防災計画事故対策編第5編危険物対策編の規定に基づき、関係機関は相互に協力し、災害の拡大防止及び従業員、周辺地域住民等の安全確保に必要な対策を講ずるものとする。

### 第3 余震、降雨等に伴う二次災害の防止

所管部署：技術班

市、県及び関係機関は、余震あるいは降雨等による二次的な水害、建築物被害の危険を防止することとする。

#### 1 水害・宅地災害対策

市及び県は、余震あるいは降雨等による二次的な水害・宅地災害等の危険箇所の点検を地元在住の専門技術者（コンサルタント、市・県職員のOB等）、福岡県防災エキスパート協会等へ協力要請するほか、国のアドバイザー制度を活用して行うものとする。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、仮設防護柵の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策を実施するものとする。

#### 2 建築物災害対策－応急危険度判定－

市及び県は、被災した建築物等の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全を確保するため被災建築物の応急危険度判定を行う。応急危険度判定は、登録された応急危険度判定士を活用して、建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険の程度の判定・表示を行うものとする。

#### 3 宅地災害対策－被災宅地危険度判定－

市及び県は、被災した宅地の余震等による二次災害を防止し、住民の安全を確保するため被災宅地の危険度判定を行う。危険度判定は、登録された危険度判定士を活用して宅地の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険の程度の判定・表示を行うものとする。

## 第6節 救出計画

市防災計画（風水害対策編）第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第7節「救出計画」に準ずる。

## 第7節 避難計画

市防災計画（風水害対策編）第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第4節「避難計画」に準ずる。

## 第8節 交通対策計画

市防災計画（風水害対策編）第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第12節「交通対策計画」に準ずる。

## 第9節 緊急輸送計画

市防災計画（風水害対策編）第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第13節「緊急輸送計画」に準ずる。

## 第10節 医療救護計画

市防災計画（風水害対策編）第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第8節「医療救護計画」に準ずる。

## 第11節 避難行動要支援者応急対策計画

市防災計画（風水害対策編）第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第16節「避難行動要支援者応急対策計画」に準ずる。

## 第12節 防疫・環境対策計画

市防災計画（風水害対策編）第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第14節「防疫・環境対策計画」に準ずる。

## 第13節 保健計画

市防災計画（風水害対策編）第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第15節「保健計画」に準ずる。

## 第14節 遺体捜索及び収容火葬計画

市防災計画（風水害対策編）第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第17節「遺体捜索及び収容火葬計画」に準ずる。

## 第15節 給水計画

市防災計画（風水害対策編）第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第9節「給水計画」に準ずる。

## 第16節 食糧供給計画

市防災計画（風水害対策編）第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第10節「食糧供給計画」に準ずる。

## 第17節 生活必需品等供給計画

市防災計画（風水害対策編）第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第11節「生活必需品等供給計画」に準ずる。

## 第18節 応急仮設住宅建設等計画

市防災計画（風水害対策編）第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第20節「応急仮設住宅建設等計画」に準ずる。

## 第19節 ごみ・し尿・がれき等処理計画

市防災計画（風水害対策編）第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第21節「ごみ・し尿・がれき等処理計画」に準ずる。

## 第20節 文教対策計画

市防災計画（風水害対策編）第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第19節「文教対策計画」に準ずる。

## 第21節 ライフライン応急対策計画

市防災計画（風水害対策編）第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第23節「ライフライン応急対策計画」に準ずる。

## 第4編 災害復旧・復興計画

# 第1章 復旧・復興の基本方針

## 第1節 基本方針

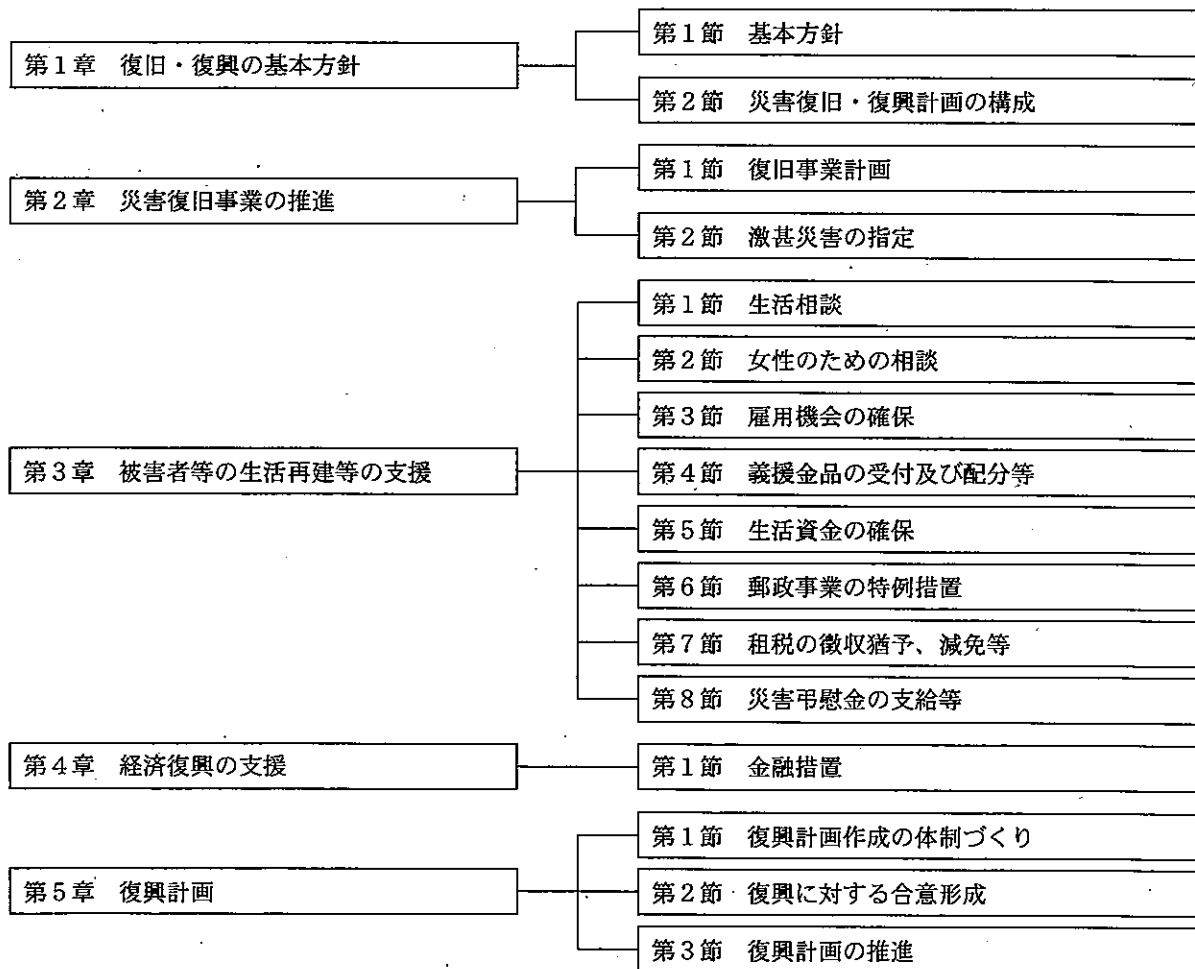
大規模な災害により、市内の広い範囲が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合、本市の復興は、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となるため、本市の復旧・復興計画を速やかに作成する必要がある。

本計画においては、被災地域の再建を行うために、被災の状況、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、県等の関係機関と協議を行い、原状復旧あるいは中長期的な計画復興のいずれにするか検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

また、「防災まちづくり」を実施するために、災害復旧・復興計画では、現在の住民のみならず、将来の住民のためという理念の下に、「筑後市総合計画」と連動して、まちづくりを進めていく。

## 第2節 災害復旧・復興計画の構成

災害復旧・復興計画の構成は、次のとおりである。



## 第2章 災害復旧事業の推進

### 第1節 復旧事業計画

市防災計画（風水害対策編）第4編「災害復旧・復興計画」第2章「災害復旧事業の推進」第1節「復旧事業計画」に準ずる。

### 第2節 激甚災害の指定

市防災計画（風水害対策編）第4編「災害復旧・復興計画」第2章「災害復旧事業の推進」第2節「激甚災害の指定」に準ずる。

## 第3章 被災者等の生活再建等の支援

### 第1節 生活相談

市防災計画（風水害対策編）第4編「災害復旧・復興計画」第3章「被災者等の生活再建等の支援」第1節「生活相談」に準ずる。

### 第2節 女性のための相談

市防災計画（風水害対策編）第4編「災害復旧・復興計画」第3章「被災者等の生活再建等の支援」第2節「女性のための相談」に準ずる。

### 第3節 雇用機会の確保

市防災計画（風水害対策編）第3編「災害復旧・復興計画」第3章「被災者等の生活再建等の支援」第3節「雇用機会の確保」に準ずる。

### 第4節 義援金品の受付及び配分等

市防災計画（風水害対策編）第4編「災害復旧・復興計画」第3章「被災者等の生活再建等の支援」第4節「義援金品の受付及び配分等」に準ずる。

### 第5節 生活資金の確保

市防災計画（風水害対策編）第4編「災害復旧・復興計画」第3章「被災者等の生活再建等の支援」第5節「生活資金の確保」に準ずる。

## 第6節 郵便事業の特例措置

市防災計画（風水害対策編）第4編「災害復旧・復興計画」第3章「被災者等の生活再建等の支援」第6節「郵政事業の特例措置」に準ずる。

## 第7節 租税の徴収猶予、減免等

市防災計画（風水害対策編）第4編「災害復旧・復興計画」第3章「被災者等の生活再建等の支援」第7節「租税の徴収猶予、減免等」に準ずる。

## 第8節 災害弔慰金等の支給等

市防災計画（風水害対策編）第4編「災害復旧・復興計画」第3章「被災者等の生活再建等の支援」第8節「災害弔慰金等の支給等」に準ずる。



## 第4章 経済復興の支援

### 第1節 金融措置

市防災計画（風水害対策編）第4編「災害復旧・復興計画」第4章「経済復興の支援」第1節「金融措置」に準ずる。

## 第5章 復興計画

### 第1節 復興計画作成の体制づくり

市防災計画（風水害対策編）第4編「災害復旧・復興計画」第5章「復興計画」第1節「復興計画作成の体制づくり」に準ずる。

### 第2節 復興に対する合意形成

市防災計画（風水害対策編）第4編「災害復旧・復興計画」第5章「復興計画」第2節「復興に対する合意形成」に準ずる。

### 第3節 復興計画の推進

市防災計画（風水害対策編）第4編「災害復旧・復興計画」第5章「復興計画」第3節「復興計画の推進」に準ずる。

